



農業分野における API 利用規約の条文例 (解説)

2022 年 3 月版

農機 API 共通化コンソーシアム

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
初版	令和4年4月X日	—

はじめに

本書は、農業分野において、API 提供事業者（農業機械提供事業者）が API 利用事業者（API 提供事業者の提供する API を利用する事業者）に対して提供する API 利用規約の条文例及びその解説で構成されている。

本書の作成にあたっては、「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン ver1.0」（令和 3 年 2 月 10 日 農林水産省）（以下「農業 API ガイドライン」という。）及び「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン ― データ利活用編 ―」（令和 2 年 3 月 農林水産省）（以下「農業データガイドライン」という。）等の関連指針を参考にした。

上記に加え、本書は、農機 API 共通化コンソーシアム¹における議論の結果を踏まえて作成されたものであるが、あくまで各事業者における API 利用規約の制定やこれに関する交渉に資するために作成された一案であり、本条文例と異なる条項の API 利用規約を制定すること、又は API 提供事業者と API 利用事業者との間で本条文例と異なる条項を個別に合意することを妨げるものではない。

農機 API 共通化コンソーシアムにおける議論においても、特に、派生データの取扱いや API 利用事業者によるデータの蓄積については多様な意見が存在した。これらの事項については絶対的な正解があるわけではなく、法的には当事者間の合意により定めることができるものである。ただし、実際の API 利用規約の制定やこれに関する交渉に際しては、当事者間の利害得失に加えて、一方でデータを広く利用可能とすることによる農業全体の発展への寄与という視点（データ利活用の視点）、他方において農業機械等から取得されるデータにはこれまでの長年の農業の歴史で積み重ねられてきた日本の重要な情報財も含まれるという視点（特に農業者との関係におけるデータ保護の視点）の双方を十分に考慮に入れることが望ましい。

本文中「【】」内は状況に応じて規定するかしないかを選択すべき箇所として、「<>」内は「/」前後のいずれかを選択して規定すべき箇所として記載している。「【】」内を規定する／しない、又は「/」前後のいずれを選択するかについて、どちらかが原則という趣旨ではないことに留意されたい。

¹ 令和 3 年 4 月 20 日に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構により設立された、農機・機器メーカー、ICT ベンダー、業界団体、研究機関等からなるコンソーシアム

農業分野における API 利用規約の条文例

第1条（目的）

本規約は、農業者が本 API 仕様書所定のデータを API 利用事業者提供サービスを通じて利用するためのものとして、●●社（以下「API 提供事業者」という。）が API 利用事業者に対して本 API を提供することについて、本 API の使用条件、API 連携データ及び API 派生データの利用条件並びにその他の基本的事項を定めることを目的とする。

1. 本規約の導入として、その趣旨、目的を規定した。本規約に規定されていることが API 接続のための条件及び前提の全てではないことから（申込書、届出書又はセキュリティ等チェックリストといった書式において定められる事項もあり得る。）、あくまで「基本的事項」を定めるものとしている。
2. 本規約は、大きく①API 連携に伴うシステム上の利用条件を定める部分と、②API 連携データ及び API 派生データの利用条件を定める部分とで構成される。②については農業データガイドラインにおける「データ提供型」のモデル契約を参考²にしたが、例えば API 利用事業者がプラットフォーム事業者となることを志向する場合には、データの利用関係については「データ共用型」の規律によることが適切な場合も想定される。このような場合には API 利用事業者側でデータ共用型を参考にしたプラットフォームの利用規約等を作成し、これにより各 API 提供事業者との API 利用規約の必要部分を上書きするといった対応が考えられる。
3. 本規約は農機 API 共通化コンソーシアムでの議論を踏まえ、参照系の API に係る規約として定めている。したがって、API 提供事業者が参照系以外の API に係る規約を作成する場合に本規約をそのまま利用することは必ずしも想定していない。参照系以外の API に係る規約については、具体的な API の特性に応じた別途の考慮が必要となる。
4. 本規約は API 提供事業者として農業機械提供事業者を、API 利用事業者として営農管理ソフトの運営事業者を主に想定している。
5. API 提供事業者と API 利用事業者との API 接続は WAGRI を介して行われることも想定されるが、各 API 提供事業者が提供する API との関係では WAGRI は API 構築や通信に係るインフラストラクチャーとしての機能を果たすものであり、独立した当事者として API 連携データに関与するものではないことから、WAGRI を介する場合と介さない場合とで異なる条文例を設ける必要はないと判断した。なお、WAGRI と関連する条

² データ提供型モデル契約における「データ提供者」が API 提供事業者、「データ受領者」が API 利用事業者に相当する。なお、農業者と API 提供事業者（機械提供事業者）との間のデータ利用契約について、農業 API ガイドライン 4.2 では、「農業用機械等から得られる農業者のデータを機械提供事業者が収集・活用するに当たっては、機械提供事業者のシステムを農業者が利用する際の契約において、機械提供事業者は、農業 AI・データ契約ガイドラインの「データ創出型契約モデル」を踏まえ、機械提供事業者と農業者との間の契約上で第三者に当たる接続事業者への提供等を想定した契約を、利用する農業者との間で締結しなければならない。」とされている。

項については、適宜解説を付け加えている。

第2条（定義）

本規約において、以下に掲げる語は以下の定義による。

- (1) 「API 利用事業者」とは、利用契約の一方当事者であって、第3条第1項に基づき API 提供事業者から本 API の非独占的な使用許諾を受ける者をいう。
- (2) 「API 連携データ」とは、API 利用事業者が本 API を使用することにより API 提供事業者から取得したデータ又はデータ群をいう。
- (3) 「API 派生データ」とは、API 利用事業者が API 連携データを加工等することによって新たに生じたデータ又はデータ群をいう。
- (4) 「API 連携データ等」とは、API 連携データ及び API 派生データをいう。
- (5) 「API 利用事業者提供サービス」とは、API 利用事業者が API 連携データ等を利用して農業者に提供するサービスをいう。ただし、第19条第19条2項に基づき API 利用事業者提供サービスに新たなサービスが追加され、又は API 利用事業者提供サービスが変更された場合は、追加又は変更後のサービスをいう。
- (6) 「本 API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、本 API 仕様書の仕様によるものをいう。
- (7) 「本 API アクセス権」とは、API 利用事業者が非独占的に本 API 連携をすることができる権利をいう。
- (8) 「本 API 仕様書」とは、API 提供事業者が API 利用事業者に別途差し入れる、本 API に関する仕様その他の使用条件を記載した仕様書をいう。
- (9) 「本 API 連携」とは、API 利用事業者が本 API を使用して API 提供事業者のアプリケーションと API 利用事業者のアプリケーションを連携させることをいう。
- (10) 「営業日」とは、国民の祝日に関する法律に規定される休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。
- (11) 「加工等」とは、API 連携データを加工、分析、編集、統合等することをいう。
- (12) 「障害等」とは、本 API 連携又は API 利用事業者提供サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由をいう（本 API 連携又は API 利用事業者提供サービスの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、本 API 連携又は API 利用事業者提供サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、及び API 提供事業者若しくは API 利用事業者又はその委託先の従業員による不祥事件の発生等を含むがこれらに限られない。）。

- (13) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (14) 「セキュリティ等チェックリスト」とは、API 利用事業者が API 提供事業者に提出する、セキュリティその他 API 提供事業者所定の項目に関する書面等による報告をいう（利用契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。）。
- (15) 「接続基準」とは、API 提供事業者が、本 API 連携において、セキュリティ、API 利用事業者提供サービスの提供状況、API 連携データ等の利用目的・管理体制又は経営管理体制等について API 利用事業者を求める基準をいう。
- (16) 「接続試験」とは、API 利用事業者が本 API を使用するソフトウェアを本 API に係る仕様に準拠していることを【API 提供事業者が】確認するために行われる試験をいう。
- (17) 「トークン等」とは、API 利用事業者が本 API を通じて API 提供事業者のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。
- (18) 「農業者」とは、API 提供事業者が提供する農業機械、IoT 機器、農業生産関連施設等を利用する者（農業法人や集落営農（集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織）を含む。）であって、本 API の使用に係る指図（二以上の段階にわたる指図を含み、包括的なものを含む。以下同じ。）を行う者をいう。
- (19) 「農業者自己利用関連先」とは、農業者の指図を受けて、API 連携データ等を専ら当該農業者の利用に供すること（他の者を介することにより利用に供することを含む。以下同じ。）を目的として、API 利用事業者が保有する API 連携データ等を取得する（他の者を介することにより取得することを含む。）者をいう。
- (20) 「農業者自己利用関連提供」とは、API 利用事業者が、農業者の指図を受けて、API 連携データ等を専ら当該農業者の利用に供することを目的として農業者自己利用関連先に提供することをいう。
- (21) 「不正アクセス等」とは、不正アクセス（なりすましを含む。以下同じ。）、ハッキング又はネットワークへの不正侵入をいう。
- (22) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った API の利用契約をいう。

1. 第 1 号の「API 利用事業者」について、農業 API ガイドラインでは、API にアクセスしデータを受領する者を「接続事業者」と定義しているが、本規約ではよりイメージしやすい表現として「API 利用事業者」との定義を採用している。また、同様の観点で、農業 API ガイドラインの「機械提供事業者」に相当する者については「API 提供事業者」と定義している。以下の解説でも、「API 利用事業者」・「API 提供事業者」との用語を基本的には使用しているが、農業 API ガイドラインの引用部分では、「接続事業者」・「機械提供事業者」との用語を原文のまま使用している。

2. 第2号の「API連携データ」は、API利用事業者が本APIを使用することにより取得したデータ又はデータ群と定義している。API連携データについては、API利用事業者に対し、利用目的の制限や第三者提供の制限等が課せられる（第18条（API連携データ等及び知的財産権の取扱い）第3項等）。これに対し、例えば天候情報やデータの測定精度に関する情報等、農業者に関する情報とはいえないデータ（以下「農業者非関連データ」という。）については、オープンイノベーション促進の観点から、利用目的や第三者提供の制限を設けないことも考えられる。このようなアレンジとする場合、どのデータがAPI連携データの対象外として（農業者非関連データとして）利用目的や第三者提供の制限が課せられないかや、API連携データに関する規律のうちどの規律が対象外となるかについて、API提供事業者・API利用事業者間で明確にする必要がある。したがって、農業者非関連データを定義する場合、例えば、①農業者非関連データを「API提供事業者が農業者非関連データに該当するものとして指定するデータ又はデータ群」と定義したうえで、API連携データの定義に「（ただし、第〇条、第△条…においては農業者非関連データを除くものとする。）。」と追加することや、②農業者非関連データについて適用除外を意図する条項で都度農業者非関連データを適用除外することが考えられる。
3. 第4号の「API連携データ等」は、API連携データとAPI派生データの総称として定義している。API連携データ等の利用権限については第18条（API連携データ等及び知的財産権の取扱い）第3項及び第4項の解説を参照されたい。
4. 第5号の「API利用事業者提供サービス」は、API連携データ等を用いて農業者に提供するAPI利用事業者のサービスとして定義している。農業APIガイドライン4.3でも、「API利用事業者が提供データを用いて農業者に提供するICTサービスの内容をあらかじめ限定すること」が通常規約に必要な項目として挙げられている。

API利用事業者によっては、①API接続によりデータを取得・管理するサービスと、②①で取得したAPI連携データ等を用いて農業者に提供するフロントサービスが分離していることも想定され得るが、API利用事業者提供サービスは上記①と②の双方を含むものとして定義している³。

なお、本規約では、API利用事業者がAPI連携データ等を保存・蓄積することを特に制限していない。保存・蓄積を認めない場合、API利用事業者提供サービスを利用する農業者の利便性が相当程度悪化することが想定されるからである。

この点、農機API共通化コンソーシアムにおいて実施した事業者向けアンケート（以下「アンケート」という。）でもかかる観点から蓄積を認めてもよいという意見が見られた。その一方で、アンケートでは蓄積を認めるべきではないという意見も見られた⁴。

³ 本文①のサービスであっても、農業者のAPI接続に係る認証認可は本文①のサービスとの関係で行われるものであり、API提供事業者から取得したAPI連携データ等を上記②のフロントサービスの用に供することを可能にするサービスであるといえるから、「API連携データ等を利用して農業者に提供するサービス」に該当すると考えられる。

⁴ 一部の意見では、保有個人データに対する訂正等（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」とい

一企業の判断として自社の利用規約において蓄積を禁止する旨定めることもおよそ否定されるわけではないと考えられるが⁵、農業者の利便性の観点には十分に配慮した対応が望まれる⁶。

5. 第 14 号の「セキュリティ等チェックリスト」は、API 提供事業者が接続基準の充足の有無を判断するためのより詳細な質問事項等を想定したものであり、API 提供事業者が作成することを想定している。農業 API ガイドライン 4.8 でも、「円滑かつ安全なデータ連携のために、例えば、接続事業者が遵守すべきセキュリティ対策を取りまとめたチェックリストを機械提供事業者が作成・提示する等の対応が考えられる。」とされている。API 提供事業者においては、セキュリティ等チェックリストの全ての回答に「○」が付かなければ直ちに接続基準を満たさないと判断する必要はなく、チェックリストの粒度等も踏まえ、どこまでの回答があれば接続基準を満たすものとするかは API 提供事業者の合理的な判断に委ねられる。
6. 第 15 号で、「接続基準」の内容として記載した事項については、農業 API ガイドライン 4.1 の記載⁷を参考に、接続基準として定めることが考えられる事項を記載したものである。これら全てを必ず定めなければならないわけではなく、逆に他の事項を定めることも許容されるが、特定の事業者を差別的に排除するような基準とならないよう、また運用上も特定の事業者を差別的に排除しないよう、留意が必要である。
参考までに、一般的観点から、本規約で列举した事項に関して接続基準として定めることが考えられる内容を記載するが、各 API 提供事業者のポリシーを踏まえて項目等を調整することは当然に許容される。

(1) 「セキュリティ」⁸

- ① 情報・セキュリティ管理の体制が適切に整備されていること
- ② 委託先管理の体制が適切に整備されていること
- ③ 適切なセキュリティ対策の整備・改善を行うにあたり、API 提供事業者と協力すること

う。) 34 条) に応じる義務との関係で、API 利用事業者による個人データの蓄積に懸念を示すものも見られた。API 利用事業者が API を使用することにより取得・蓄積した個人データは、API 提供事業者が扱う個人データではなく API 利用事業者が扱う個人データになると考えられるので、API 提供事業者は、(法の要件を満たす) 訂正等の請求を受けた場合であっても、自らが保有する個人データについて訂正等に応じることで足りると考えられる。もっとも、当該請求を行った個人に対して API 提供事業者への請求だけでは API 利用事業者が保有する個人データについて訂正等されないことを助言することも対応の一つとして考えられる。

⁵ なお、データの蓄積を禁止した場合、API 利用事業者としては農業者へのサービス提供の度に API を使用する必要が生じることも考えられ、API 提供事業者のシステムへの負担が相当程度増大し得ることも考慮要素となり得る。

⁶ 農業 API ガイドライン 1.1 でも、API の活用が求められる前提として、「スマート農業技術の導入に伴い、農業者からは、複数の農業機械・機器及びシステム等の間で相互にデータ連携し、一つのシステムで一元的にデータ管理をしたというニーズが高まっている。」ことが挙げられており、かかる農業者のニーズには十分に配慮することが望ましい。

⁷ 農業 API ガイドライン 4.1 では、「オープン API によるデータ連携は農業者の利便性向上を目的とすることから、接続事業者の経営管理体制やセキュリティ管理体制、データ利用目的等に特段の問題があると機械提供事業者が判断する場合を除き、機械提供事業者が接続事業者を差別的に排除しないことが原則である。」とされている。

⁸ セキュリティについては、公益財団法人金融情報システムセンター (FISC) の「API チェックリスト」及びその解説書を参考にした (<https://www.fisc.or.jp/document/fintech/004194.php>)。

- ④ API 利用事業者提供サービスを提供するシステムが実装されているコンピュータ設備における情報・セキュリティ管理の体制が適切に整備されていること
 - ⑤ API 利用事業者提供サービスを提供するシステムにアクセスする機器が設置されているオフィスにおける情報・セキュリティ管理の体制が適切に整備されていること
 - ⑥ システム開発・運用に関する管理体制が適切に整備されていること
 - ⑦ API 利用事業者提供サービスにおいて、システムセキュリティが適切に整備されていること
 - ⑧ API 接続に係る認証・認可に関するセキュリティ対策が適切であること
- (2) 「API 利用事業者提供サービスの提供状況」
- ① API 利用事業者提供サービスが公序良俗に反するようなサービスではないこと
 - ② API 利用事業者提供サービス上、特に API 接続に関して農業者に対して適切な説明が行われていること
 - ③ API 利用事業者提供サービスを継続的に提供できる事業基盤・運用体制が整備されていること
- (3) 「API 連携データ等の利用目的・管理体制」
- ① API 連携データ等の利用目的が適切かつ明確に定められていること
 - ② API 連携データ等について不正利用が行われないような管理体制が適切に整備されていること
- (4) 「経営管理体制」
- ① API 利用事業者の業務内容に照らし、実効的と認められる法令等遵守体制及び組織ガバナンス体制が整備されていること
 - ② 反社会的勢力との関係を有さず、これを遮断する体制が整備されていること
7. 第 20 号の「農業者自己利用関連提供」は、農業 API ガイドライン 4.4 において、「提供データについては、農業者の利便性向上や営農への活用促進を目的として、データを提供した農業者が自身の営農のために利用する（農業者が自ら利用するだけでなく、助言を受ける等の目的で普及指導員等へデータを共有等することを含む。）ために用いられること（以下「農業者の自己利用」という。）は許容されなければならない。すなわち、接続事業者は、農業者の指図に基づき、農業 ICT サービスにおいて、当該農業者の自己利用の範囲内であれば、表示・閲覧、比較・分析、演算・改変等の加工や営農指導等に供するために JA や普及組織等へ共有することができる。」とあることを踏まえ、農業者の自己利用目的で、API 利用事業者が他の第三者（上記農業 API ガイドラインの記載によると JA 等が想定される。）に API 連携データ等を提供する場合について規定したものである。本規約では、API 利用事業者が行う農業者自己利用関連提供については、

目的外利用には該当せず、API 提供事業者の承諾なくして行うことができることとしている（第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項）。農業者自己利用関連提供の定義において「専ら当該農業者の利用に供すること（略）を目的として」とあるのは、API 連携データ等を農業者も利用するが、同時にその他の不特定の第三者も利用するという場合は、純粋な農業者の自己利用とはいえないことから、なお API 提供事業者の承諾を必要としても不合理ではないと考えられることを反映したものである⁹。

第 3 条（本 API の使用等） 第 1 項（非独占的な使用許諾）

- 1 API 提供事業者は、第 5 条 1 項の承諾を条件として、API 利用事業者に対し、本規約において API 連携情報等の利用が許容される目的の範囲内で、本 API の非独占的な使用を許諾する。なお、API 利用事業者は、API 提供事業者の事前の書面等による承諾なく、本 API アクセス権について、譲渡、信託、承継、担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ第三者に対して再使用許諾することはできない。ただし、第 28 条（権利義務等の譲渡禁止）第 2 号の規定に基づき、本 API アクセス権が譲渡又は承継されることに係る承諾は不要とする。

1. 農業 API ガイドライン「3 基本的考え方」では、「機械提供事業者がオープン API を整備するにあたっては、後述するように差別的な取扱いを原則排除し、オープンイノベーションを促すものでなければならない。」とある。API 提供事業者は、同じ API を複数の API 利用事業者に差別的取扱いをすることなく提供することになるため、非独占的な使用許諾とする必要がある。

第 3 条（本 API の使用等） 第 2 項（API 仕様の変更）

- 2 本 API の仕様は本 API 仕様書の通りとする。API 提供事業者は、変更の●営業日前までに API 利用事業者に変更後の仕様の内容を書面等により通知することにより、API 利用事業者の承諾を得ることなく、本 API の仕様を変更することができるものとする。【ただし、セキュリティの改善等のため迅速な対応が必要になる変更については、速やかな通知で足りるものとする。】

1. 本項は、農業 API ガイドライン 4.9 において「API の仕様変更を行う場合は十分な期間を確保した告知を行う等の対応が必要である。こうした告知の具体的ルール（○日前に行う等）については、可能な限り API 利用規約において明らかにしておくことが望ま

⁹ 農業 API ガイドライン 4.4 でも次の通り記載されている。

「いわゆる提供データの「二次利用」に該当する、接続事業者による以下のような利用については農業者の自己利用の範囲を超えるものと考えられる。

- ・機械提供事業者に示した農業 ICT サービス以外の用途に利用すること
- ・不特定の者が利用するおそれのあるサービスに利用すること

しい。」とあることを踏まえたものである。API 提供事業者は、当該農業 API ガイドラインの記載に照らし、仕様変更につき API 利用事業者が十分な準備期間を確保できるよう配慮の上で、具体的な通知日数を定めるべきである。

2. 本項で特定した通知日数は最低の基準であり、例えば重大又は広範な仕様変更を行う場合には、運用上、API 利用事業者が実務的に対応可能となるように、本項で定めた通知期間より前に変更を通知することが望ましい場合もあり得る。
3. 他方、例えば、セキュリティホールが発見されたにも関わらず、通知義務のために迅速な対応を行うことができないという事態は避けるべきとも考えられるから、選択項目として、迅速な対応が必要となる変更については速やかな通知¹⁰でも足りる旨規定している。

第3条（本 API の使用等） 第3項、第4項（API の使用条件、API 利用事業者提供サービスについての承諾）

3 API 利用事業者は、本 API 仕様書その他の API 提供事業者が定める使用条件に従って、本 API を使用するものとする。

4 API 利用事業者は、本 API 連携に先立ち、API 利用事業者提供サービスについて、API 提供事業者が定める方法で届け出て、API 提供事業者の承諾を得るものとする。

1. 第1条（目的）の解説でも述べた通り、本 API の使用条件は本規約に記載されているものに限らず、本 API 仕様書その他において定められていることもあり得る。そのため第3項では、API 利用事業者が本 API 仕様書その他において定められる使用条件も遵守すべき旨を規定している。
2. 第4項では、API 利用事業者提供サービスについては、接続基準の複数の項目にも関連し得ることから API 提供事業者の事前承諾を要件としている。もっとも、API 提供事業者は、差別的取扱いの禁止の趣旨に照らし、不合理に承諾を留保すべきでないと考えられる。実務的には、本項に係る届出は第5条（本 API 連携の開始）第1項の利用申請と同時に行われることも想定される。

第3条（本 API の使用等） 第5項、第6項、第7項（第三者との共同実施及び連携並びに第三者への委託）

5 API 利用事業者は、本条第7項の第三者への委託の場合、第13条（農業者自己利用関連先）第1項に基づく農業者自己利用関連提供の場合、及び第18条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第3項の承諾の下で API 連携データ等の提供を受ける第三者を除き、API 提供事業者の事前の書面等による承諾なく

¹⁰ 可能な限り早く通知を行うことが求められるが、緊急性が極めて高い場合等はやむを得ず事後通知となる場合も想定される。

して、API 利用事業者提供サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携（農業者が API 利用事業者から API 連携データ等を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること及びかかるソフトウェアを農業者が使用することを含まない。次項において同じ。）させてはならない。

- 6 API 利用事業者は、前項に基づく API 提供事業者の事前の書面等による承諾により、API 利用事業者提供サービスの提供の全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても本規約の定めによる責任を負担し、当該第三者をして本規約の定めを遵守させるものとする。
- 7 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を第三者に委託する場合、当該委託についてセキュリティ等チェックリストに記載されているときを除き、API 提供事業者に通知するものとする。【ただし、委託を行うことによりセキュリティ等チェックリストにおける記載を変更する必要があるとき【又は別紙に定める種類の業務の委託について】は、API 利用事業者は、API 提供事業者の事前の書面等による承諾を得るものとする。】

1. 第 5 項は、API 利用事業者による API の使用に独立の第三者が関与する場合には API 提供事業者の事前承諾を得る旨を定めたものである。

本規約は API 利用事業者に対して本 API の使用を許諾するものであり、それを前提にセキュリティ等チェックリスト等により接続基準の審査が行われるものである。API 提供事業者が承諾しない第三者が API の使用に関与することはセキュリティ等におけるリスクになり得るため、API 提供事業者の承諾を要することとしている。

なお、本 API の使用に関与する第三者としては、農業者自己利用関連先や、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項の承諾の下で API 連携データ等の提供を受ける第三者、API 利用事業者の業務委託先が想定され、それぞれ独自の考慮の下で独立の規定を設けている（よって、これらの者については本項の対象外としている。）。本項は、これら以外の者全てを対象とするものである。

2. 委託先の適切性については AP 利用事業者自身のセキュリティ確保等の一環として接続基準に係る審査がなされることが想定される。そのため、第 7 項では委託先の追加変更は第 7 条第 5 項（セキュリティ等チェックリストに重要な変更が生じる場合の事前提出）の問題として処理する旨規定している。他方、API 提供事業者としてよりきめ細やかに API 利用事業者の委託先を管理することを志向する場合は、「【】」内を規定することが考えられる。

第 3 条（本 API の使用等） 第 8 項（知的財産権等）

- 8 API 利用事業者は、本 API の使用許諾により、本規約において明示的に定めら

れたデータに関する利用権限を超えて、本 API、その派生物及び本 API により提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではない。ただし、API 連携データについて API 提供事業者が著作権、特許権その他の知的財産権を有するか否かに関わらず、API 利用事業者は API 連携データについて、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項で認められる範囲内で使用（加工等を含む。）することができる。

1. 第 8 項では、本 API の使用許諾により、本規約において明示的に定められた範囲を超えて、API 利用事業者が本 API やこれにより提供されるデータ等に係る知的財産権その他の権利を取得するものではないことを確認的に規定している。

第 4 条（使用許諾料等）

- 1 API 利用事業者は、API 提供事業者に対し、API 提供事業者が別途定める金額と支払い条件・方法に従って本 API の使用許諾料を支払うものとする。
- 2 API 提供事業者又は API 提供事業者の設備等に起因する障害等により API 利用事業者が本 API を利用できない場合、第 15 条（使用停止）第 1 項により本 API の一部又は全部が停止となった場合、又は第 7 条（API 利用事業者の義務）第 2 項、同条第 5 項、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）第 2 項、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）第 2 項、第 12 条（監督・報告）第 3 項、同条第 6 項、第 13 条（農業者自己利用関連先）第 4 項、第 26 条（解除・解約）第 2 項及び同条第 3 項により本 API 連携が制限若しくは停止された場合であっても、前項の使用許諾料の支払義務に何ら影響は生じないものとする。
- 3 API 提供事業者は、第 1 項に基づき API 利用事業者が支払った使用許諾料については、事由の如何を問わず返還する義務を負わないものとする。
- 4 前二項は、API 提供事業者が自主的に利用許諾料の支払いを猶予し、又はこれを減免若しくは返金することを妨げるものではなく、API 利用事業者が本 API を使用できなかったことにつき、API 提供事業者が第 22 条（免責）により免責されない場合において、API 利用事業者が第 21 条（損害賠償）の規定により、API 提供事業者を支払った使用許諾料相当額を損害の項目として API 提供事業者に損害賠償請求することを妨げるものではない。

1. 第 1 項では API 利用契約が有償契約である旨を規定している。API 提供事業者が本 API を提供するにあたっては、システムの維持管理や各種事務につき一定のコストが発生することが想定されるから、有償契約となることが多くなるものと想定される。アンケートでも有償性自体を強く否定する意見は見当たらなかった。
他方、具体的な経済条件については、初期手数料、月額固定料金、API 実行数に応じた

従量料金、レベニューシェアといったものが考えられ（これらの組み合わせも考えられる。）、これを条文例として定めることは困難である。これはアンケートでも同旨の意見があった。したがって、本項では有償契約である旨のみを記載し、詳細は別途定めることとしている。実際の規約では具体的な手数料額や支払い方法等について別紙等ではなく条文本文で規定することでも差し支えない。なお、上記は無償契約とすることを否定するものではなく、無償契約となる場合の処理については、各条文の解説において必要に応じて触れることとする。

2. 第2項では、障害等によりAPIが利用できず、又はAPI若しくはAPI連携が停止等されていたとしても、使用許諾料の支払い義務に影響はない（API利用事業者は契約通り使用許諾料を支払う必要がある。）ことを定めたものである。障害等や保守等により一定の範囲でAPIが利用できない場合が生じることは通常はやむを得ないと考えられるし、API連携の制限・停止についてはAPI利用事業者の原因があることから、このような規定とすることも不合理ではないと考えられる。
3. 第3項では、第2項と同様の観点も踏まえ、API提供事業者は、一度支払いを受けた使用許諾料については返還する義務を負わない旨を規定している¹¹。
4. 第4項では、第2項及び第3項に関わらず、API提供事業者が自主的に代金減免や返金をするとは妨げられないことを規定している。併せて、APIが利用できなかったことがAPI提供事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、免責の対象にもならない場合において、API利用事業者が、本規約の損害賠償条項に基づき、API提供事業者に損害賠償請求を行うことも妨げられない旨を確認的に規定している。
5. なお、第2項から第4項は、一般的見地から、有償契約となった場合に想定される条文を記載したものであり、個別的な使用許諾料の定め方次第では異なる内容とすることが合理的である場合も十分想定される（無償契約の場合は削除することになる。）。したがって、API提供事業者にあつては、自らが定める使用許諾料の体系等に照らし、第2項から第4項を適宜加除訂正して利用することを想定している。

第5条（利用契約の成立・本API連携の開始） 第1項（APIの利用申請）

- 1 API利用事業者が本API連携を開始しようとする場合、本規約に同意の上で、別途API提供事業者が定める方法により利用申請し、API提供事業者の承諾を得るものとする。API提供事業者は当該利用申請を承諾するか否かについてAPI利用事業者に書面等により通知する。利用契約は、API提供事業者が、本項の利用申請に対する承諾の通知を行った時点において、API提供事業者とAPI利用事業者との間で成立するものとする。

1. 第1項では、農業APIガイドライン4.3において「API接続の開始手続」が通常規約に

¹¹ 例えば、前払いの月額手数料とされていたが、支払後、対象の月が始まる前又はその途中で契約解除となったような場合に問題となる。

必要な項目として挙げられていることを踏まえ、利用申請の方法を API 提供事業者が別途定めることとしている。「別途定める方法」については、本規約に別紙として定めてもよいし、API の利用申請ページのリンクを添付する等、本文に記載することでも差し支えない。

第 5 条（本 API 連携の開始） 第 2 項、第 3 項（接続基準の公表、API の利用申請を承諾しない場合）

- 2 API 提供事業者は、接続基準を公表し又は API 利用事業者の求めに応じて速やかに書面等により交付する。
- 3 API 提供事業者は、第 1 項の利用申請について、以下の各号に該当する場合には、申請を承諾しないことがあるものとする。
 - (1) 利用申請に関連して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) セキュリティ等チェックリストへの回答内容その他の客観的事実により、API 利用事業者が接続基準を満たさないと API 提供事業者が合理的に判断した場合
 - (4) その他、API 提供事業者が本 API の利用申請を承諾することが適当でないと合理的に判断した場合

1. 接続基準がブラックボックスであると、透明性の観点に照らし適当ではなく、API 利用事業者が接続基準に対応することも困難になる。そのため、第 2 項では、API 利用事業者が接続基準に対応することが容易となるよう、API 提供事業者が接続基準を公表し又は API 利用事業者の求めに応じて速やかに書面等により交付するものとしている。
2. 第 3 項では、API 提供事業者が API 利用事業者による利用申請を承諾しないことがある場合について規定している。典型的には接続基準を満たさない場合が考えられ（第 3 号）、農業 API ガイドライン 4.1 においても、「オープン API によるデータ連携は農業者の利便性向上を目的とすることから、接続事業者の経営管理体制やセキュリティ管理体制、データ利用目的等に特段の問題があると機械提供事業者が判断する場合を除き、機械提供事業者が接続事業者を差別的に排除しないことが原則である。」とされている。

接続基準との関係では、ある API 利用事業者は接続基準を満たしていなくとも利用申請を承諾し、他の API 利用事業者は接続基準を満たしていないことを理由に利用申請を拒否するようなことになれば、接続基準を定めた意味が乏しく、差別的取扱いの禁止の観点からも問題があり得る。そのため、API 提供事業者は、接続基準を満たさない API 利用事業者については利用申請を承諾しないこととする等、API の利用を申請した事業者について原則として一律の取扱いを行うことが必要となる。

その他の第 3 項各号の事由についても、API 提供事業者としては、API の利用を申請し

た事業者について原則として一律の取扱いとする等、差別的取扱いの禁止の趣旨に沿った対応が求められる。

第5条（本 API 連携の開始） 第4項（接続基準の変更）

4 API 提供事業者は、接続基準を必要に応じて変更することができるものとする。API 提供事業者は、接続基準を変更した場合、公表し又は API 利用事業者に遅滞なく通知する。API 提供事業者は、接続基準を変更した場合、接続基準の充足を求める各条項を適用するにあたり、変更後の接続基準に対応するための合理的な期間を考慮する等、合理的な配慮を行うものとする。

1. 第4項では、接続基準は API 提供事業者としてセキュリティ確保等の観点から API の利用を認めるかどうかの基準であることを踏まえ、API 提供事業者は必要に応じて接続基準を変更することができるものとした。他方、接続基準への対応には一定の期間を要する場合もある。そのため、API 提供事業者が接続基準を変更し、直ちに変更後の接続基準を満たしていないとして本 API 連携の制限・停止を行うようなことになれば API 利用事業者の対応が困難であり合理的とはいえない。したがって、例えばやむを得ない事由がある場合は別にしても、接続期間の変更から当該変更に係る対応に要する合理的な期間が経過するまでは、当該変更箇所について接続基準を満たしていないことのみをもって¹²直ちに API 利用事業者に対して不利益な取扱い（合理的な期間を定めた改善要求はこれに含まれないと考えられる。）を行わないように配慮すべきと考えられ、その旨を併せて規定した。

第5条（本 API 連携の開始） 第5項（接続試験と API 連携の開始）

5 API 利用事業者は、本 API 連携を開始しようとする日の●営業日前までに、接続試験を行う【とともに、API 提供事業者の検査を受ける】ものとする。API 利用事業者は、接続試験の終了後、【API 提供事業者から検査に合格した旨の通知を受けた場合、】本 API 連携の開始日の●営業日前までに連携開始日を API 提供事業者に書面等により通知することにより、本 API 連携を行うことができる。

1. 第5項は、農業 API ガイドライン 4.9 において「機械提供事業者は、接続事業者が API に円滑にアクセスができるよう、可用性の維持に努めるとともに、接続事業者からの問合せ対応や要望の聴取、API 接続テスト等を実施する体制を整備することが望ましい。」とあることを踏まえたものである。API 提供事業者自身による検査については API 提供事業者が必要と判断した場合に規定すればよいと考えられるため、選択項目とした。API 提供事業者自身による検査について規定しない場合でも、API 提供事業者が、API

¹² なお、API 利用事業者が変更後の接続基準に従わない旨を表明している場合や、変更後の接続基準への対応を全く行わず合理的期間内の対応が不可能であることが一見明白になった場合には、合理的な期間内であっても本 API 連携の制限・停止を行うことができる場合もあり得ると考えられる。

利用事業者による接続試験の完了を報告その他の方法で確認することは実務上の対応として考えられる。API 提供事業者の検査について規定する場合には、第 2 条第 16 号の「接続試験」の定義においても「【】」内を規定することが考えられる。

第 6 条（認証とトークン）

- 1 API 提供事業者は、農業者の申請に基づき、API 提供事業者が定める本人認証手続その他の手続により本 API 連携を認める場合、API 利用事業者に当該農業者に係るトークン等を付与する。
- 2 API 利用事業者は、API 提供事業者が発行したトークン等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、トークン等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはならない。
- 3 API 利用事業者はトークン等を当該トークン等に係る農業者の指図に基づいて使用するものとし、API 提供事業者に伝達する指図その他の情報の過誤、取違い、改ざん及び漏えいについて責任を負う。
- 4 API 提供事業者は、トークン等の使用があった場合、特段の事情がない限り、API 利用事業者が当該トークン等に係る農業者からの指図に基づいて使用しているものとみなすものとする。
- 5 API 提供事業者及び API 利用事業者は、トークン等の盗難、流出、不正利用等の事実を知った場合、直ちにその旨を相手方に通知する。この場合、当該トークン等の盗難、流出、不正利用等に関して、API 提供事業者から指示があった場合には、API 利用事業者はこれに従って対応するものとする。
- 6 API 利用事業者のトークン等の管理が不十分であること、又は API 利用事業者のトークン等の使用に過誤があることに起因して、API 提供事業者、API 利用事業者又は農業者その他の第三者に損害が発生した場合、当該損害に関する責任は API 利用事業者が負担する。ただし、当該損害の発生について、API 提供事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、その責任割合に応じて API 利用事業者からの求償に応じるものとする。

1. 第 1 項は、農業 API ガイドライン 4.4 に、「オープン API による連携は、農業者の指図を前提に行い、セキュリティ確保やデータ管理の観点から当該農業者をシステム間で一意に特定することが必要」とあることを踏まえたものである。本 API では例えば「OAuth2.0」の Protokol による等、API 接続に際し農業者の認証（API 提供事業者が定める方法による。）・認可のプロセスが行われ、API 利用事業者にトークン等が発行されることが想定される。本項では、かかる手順を規定している。
2. 第 3 項は、トークン等が農業者の認可により発行されることから、農業者の指図に基づいてトークン等を使用する旨規定している。なお、発行されるトークン等の有効期間は様々と考えられ、有効期間が比較的長期間で同一のトークンが複数回使用される場合

には、API へのアクセス毎に農業者の個別の指図があるわけではないと考えられることから、包括的な指図で足りるものとしている（第 2 条（定義）第 18 号も参照）。API 利用事業者が、農業者以外の第三者向けのサービスや自己利用のためのみに本 API を使用することは、「農業者の指図」に基づく利用といえないものと思われ、本規約ではかかる目的での API の使用について「農業者の指図」に基づく利用としては整理していない（これに対して、農業者向けサービスで収集・蓄積したデータを事後的に農業者以外の第三者向けのサービスや自己利用に用いることは、データの利用範囲の問題であり、トークン等について定める本項により妨げられるものではないと整理している。）。API 利用事業者がこのような方法でトークン等を使用することを望む場合には、API 提供事業者と個別に合意することになる。

3. 第 4 項は、第 3 項の対となるもので、API 提供事業者としては、トークン等を用いて本 API にアクセスがあった場合には、通常は農業者本人の指図に基づくアクセスとみなす他ないことを踏まえたものである。例外的に農業者本人の指図に基づくアクセスとみなさない「特段の事情」としては、トークン等の不正利用が一見明らかであることを認識していた場合が考えられるが、限定的な状況に限られると思われる。
4. 第 5 項は、トークン等の盗難等があった場合に、API 提供事業者がセキュリティを維持するための対策を講じることができるようにするための規定である。
5. 第 6 項は、API 利用事業者のトークン等の管理についての責任を規定している。なお、本項に規定する以外の原因で農業者に生じた損害については、第 11 条（農業者への補償）に従って補償及び賠償並びに求償が行われる。

第 7 条（API 利用事業者の義務）第 1 項（API 利用事業者提供サービスの利用規約）

- 1 API 利用事業者は、農業者との間で、提供する API 利用事業者提供サービスの方法及び内容に関し利用規約を定めて同意を得るものと【し、利用規約の内容を API 提供事業者にく事前に／事後遅滞なく＞通知するものと】する。【API 利用事業者が、API 利用事業者提供サービスの方法及び内容を変更し、もって利用規約を変更しようとする場合も同様とする。】

1. 第 1 項は、農業 API ガイドライン 4.3 において「サービス規約の提供…の義務」が通常規約に必要な項目として挙げられていることを踏まえ規定したものである。例えば、API 提供事業者が、接続基準に「API 利用事業者提供サービスの提供状況」を入れており、その判断基準の一助としてサービス規約を確認することを望む場合等は、「【】」内を規定することも考えられる。

第 7 条（API 利用事業者の義務）第 2 項（誤認防止）

- 2 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスにおいて農業者に対して虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、誤認防止のために必要

な表示・説明等を行うものとする。API 提供事業者は、API 利用事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止することができる。

1. API を用いたサービスでは、サービスの提供主体について誤認のおそれが典型的に存在し得る。そのため、第 2 項では、API 利用事業者に誤認防止措置を講じることを義務付けている。なお、API 連携の制限又は停止に先立つ事前通知については、既に合理的な期間内に改善が十分になされていないという状況を踏まえ、特段の通知期間は設けていないが、API 提供事業者は、特に農業者に不要な混乱を招かないよう可能な範囲で配慮することが望ましい。

第 7 条（API 利用事業者の義務） 第 3 項（問合せ窓口の設置）

- 3 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関する農業者、農業者自己利用関連先その他の第三者からの苦情・問い合わせ等に対応するため、問い合わせ窓口を設置し、API 提供事業者へ通知するとともに、公表するものとする。API 利用事業者提供サービスに関して農業者、農業者自己利用関連先その他の第三者から苦情、問合せ等が寄せられたときは、API 利用事業者は適切かつ迅速に対応するものとする。API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関する苦情、問い合わせ等に対応する上で必要な協力を API 提供事業者に求めることができる。

1. 第 3 項は、農業 API ガイドライン 4.3 において「問合せ窓口の設置等の義務」が通常規約に必要な項目として挙げられていることを踏まえ規定したものである。より進んで、苦情、問合せ等が寄せられたときは、API 利用事業者は API 提供事業者に報告・相談する義務を規定することも考えられる。しかし、API 利用事業者に寄せられる苦情等の中には API 提供事業者が全く関係のないものも多く含まれることが想定される。そのため、API 利用事業者による API 提供事業者への報告・相談については、条文例としては規定しないこととした。

第 7 条（API 利用事業者の義務） 第 4 項（サービス利用環境等の整備）

- 4 API 利用事業者が本 API を経由して API 提供事業者のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等の準備及び維持は、API 利用事業者の費用と責任において行うものとする。

1. 第 4 項は、本 API を使用するための設備等は API 利用事業者の費用と責任で準備する

必要がある旨を念のため定めるものである。

第7条（API利用事業者の義務） 第5項、第6項（セキュリティ）

- 5 API 利用事業者は、API 提供事業者に提出したセキュリティ等チェックリストに従って、接続基準を維持するものとする。API 利用事業者は、セキュリティ等チェックリストに重要な変更が生じるときは、変更の●営業日前までに API 提供事業者に変更後のセキュリティ等チェックリストを提出する。ただし、API 利用事業者が緊急にセキュリティ対策を行う必要がある等やむを得ない場合には、変更後のセキュリティ等チェックリストを速やかに API 提供事業者に提出する。API 提供事業者は、変更後のセキュリティ等チェックリストに照らし API 利用事業者が接続基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは API 利用事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止することができる。ただし、API 提供事業者は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ず、又は API 利用事業者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 6 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏えい等を防止するために必要なセキュリティ対策を、API 利用事業者の費用と責任において行うものとする。

1. 第5項は、概略、①API利用事業者はセキュリティ等チェックリストに従って接続基準を維持すること、②重大な変更が生じるときは変更後のセキュリティ等チェックリストを API 提供事業者に提出すること、③変更後のセキュリティ等チェックリストが接続基準に満たない場合は、API 提供事業者は改善を求めることができること、④合理的期間内に改善されない場合又は高度に問題がある場合は、API 提供事業者は本 API 連携を制限又は停止することができることを定めている。このうち②については、セキュリティ向上のための日常的な改善対応は、「重要な変更」に該当しないと解することにより、日常の改善活動の一環としてのセキュリティ向上策を講じる度に変更後のチェックリストの提出が必要となることにはならないと考えられる。他方で日常的な改善対応を超えた大規模なセキュリティ向上のための改善対応等は、「重要な変更」に該当し得るものと考えられる。
2. 第5項に基づく改善要求や改善されない場合の本 API 連携の制限・停止については、あくまで変更後のセキュリティ等チェックリストの内容に照らし行われるものである。それ以外の事情により接続基準の不充足が疑われる場合は、第12条（監督・報告）第

1 項から第 3 項により処理される。

7 API 利用事業者は、事前に API 提供事業者へ届出又は通知した内容により、自らの責任において API 利用事業者提供サービスを提供する。API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスを停止又は終了しようとするときは、API 提供事業者へ事前に通知した上で、農業者へ事前に周知するものとする。ただし、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合で事前の API 提供事業者への通知及び農業者への周知を行うことができないときは、事後速やかに【API 提供事業者への通知及び】農業者への周知を行うことで足りるものとする。

1. 第 7 項は、API 利用事業者提供サービスが API 利用事業者の責任において提供される旨と、同サービスを停止又は終了する場合の API 提供事業者への通知及び農業者への周知について定めている。周知の方法としては、必ずしも農業者に個別に電子メールによる通知を送信する必要ではなく、例えば、農業者のみがログイン可能なマイページで情報提供することが考えられる。API 提供事業者の Web ページ一般における公表についても、例えば農業者が容易に発見可能な場所に掲載されているような場合には、周知に該当するものと考えられる。周知の方法について農業者との契約等において事前に取り決めておくことも望ましい対応といえる。API 提供事業者として、緊急メンテナンス等による一時的なサービス停止の場合にも通知を求めたい場合には、「【】」内を規定することが考えられる。

第 8 条（不正アクセス等発生時の対応） 第 1 項、第 2 項（報告、原因究明）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、以下の各号に該当する場合には、直ちに相手方にその旨を報告する。
- (1) 本 API 連携【又は API 利用事業者提供サービス】に関し、不正アクセス等が発生し、又は不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等が発生した場合
 - (2) 本 API 連携【又は API 利用事業者提供サービス】に関し、不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等の具体的な可能性を認識した場合
- 2 前項各号に該当する場合、API 提供事業者及び API 利用事業者は、速やかに実施可能な対策（被害を最小限に留める措置を含む。）を講じた上で、相手方と協力して原因の究明・対策（再発防止策を含む。）を行う。API 提供事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。

1. 第 8 条は、不正アクセス等発生時の対応について規定したものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても「不正アクセス・障害等発生時の対応」が通常規約に必要な項目として挙げられている。第 1 項では、報告義務の対象となる事項を規定し、第 2 項では、原因の究明と対策について規定している。

第1項においては、実務上の負荷を考慮し、原則として実際に生じた不正アクセス等のみを報告の対象としているが、不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等については、その重大性も踏まえ、具体的な可能性を認識した時点で報告の対象とすることとした。

第8条（不正アクセス等発生時の対応） 第3項、第4項（情報開示、アクセスログ）

- 3 第1項各号に該当する場合、API提供事業者及びAPI利用事業者は、相手方と連携して情報収集にあたるため、相手方に対し必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を第17条（秘密保持）に基づき秘密情報として管理する。
- 4 API提供事業者及びAPI利用事業者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう、必要なアクセスログの記録・保存を行う。

1. 第3項は、不正アクセス等が発生した場合における情報の連携・管理について定めている。もっとも、連携する情報に個人データ（個人情報保護法第16条第3項）が含まれている場合や連携する情報が農業者その他の第三者との間で秘密保持義務の対象となっている場合には、個人情報保護法や秘密保持義務の違反とならないよう留意が必要である。

一般論として、本項が直ちにこれらの正当化事由となるわけではなく、それぞれ違反とならないよう対応を検討する必要がある。

なお、個人情報保護法との関係では、個別具体的な事情によっては個人情報保護法第27条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し連携が可能となる場合もあり得るとは考えられる。しかし、実務上は個人データの連携についての同意を、事前に農業者より取得しておくことがより堅実な対応と考えられる。

第9条（API連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）

- 1 API利用事業者は、API連携データ等の漏えい、喪失、第18条（API連携データ等及び知的財産権の取扱い）第3項の承諾を得ない第三者提供・目的外利用その他の本規約に違反するAPI連携データ等の利用（以下、これらを総称して「API連携データ等の漏えい・不正利用等」という。）を発見した場合、又はAPI連携データ等の漏えい・不正利用等の具体的な可能性を認識した場合、直ちにAPI提供事業者はその旨を報告する。
- 2 前項に該当する場合、API利用事業者は、自己の費用と責任において、API連携データ等の漏えい・不正利用等の事実の有無を確認し、API連携データ等の漏えい・不正利用等の事実が確認できた場合は、速やかに実施可能な対策（被害を

最小限に留める措置を含む。)を講じた上で、原因の究明・対策(再発防止策を含む。)を行い、API 提供事業者に報告する。API 提供事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。

- 3 API 連携データ等の漏えい・不正利用等の事実が確認できた場合、API 利用事業者は、API 提供事業者と連携して情報収集にあたるため、API 提供事業者に対し必要な情報の開示を求めることができ、API 提供事業者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。API 利用事業者は、当該情報を第 17 条(秘密保持)に基づき秘密情報として管理する。
- 4 API 連携データ等に係る情報につき漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態が発生し又は発生したことが疑われる場合、API 提供事業者及び API 利用事業者は、官公庁に対する報告等の実施又はその必要性の判断のために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲においてこれに協力するものとする。

1. 第 9 条は、API 連携データ等につき、漏えい又は不正利用等が発生した場合の対応を規定するものであり、行うべき対応の内容は第 8 条(不正アクセス等発生時の対応)と概ね共通する。本条と第 8 条の適用範囲については一定程度重複する部分もあるが下表の通り整理できる。

	対象となる情報	対象となる事象
第 8 条(不正アクセス等発生時の対応)	API 連携データ等に限られない	① 不正アクセス等 ② 不正アクセス等による情報漏えい等 ③ 不正アクセス等による情報漏えい等の具体的な可能性の認識
第 9 条(API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応)	API 連携データ等に限られる	API 連携データの漏えい・不正利用等

2. 第 18 条(API 連携データ等及び知的財産権の取扱い) 第 1 項の解説にもある通り、API 連携データ等には、個人データが含まれる場合もある。そのため、かかる個人データが含まれる API 連携データ等の漏えい時には、本条の契約上の義務とは別に、令和 2 年個人情報保護法改正により追加される個人情報保護委員会への報告・本人への通知義務¹³(個人情報保護法第 26 条)への対応が必要となる可能性があることに留意が必要である。
3. 第 3 項における個人情報保護法や秘密保持義務に係る問題については、第 8 条(不正アクセス等発生時の対応) 第 3 項の解説を参照されたい。

¹³ 令和 2 年個人情報保護法改正により追加された義務である。

4. 第4項では、例えばAPI連携データと同一の内容の情報が外部に流出していることが判明したがその流出元が不明である場合や、APIのアクセストークンを不正に取得した第三者がAPIを不正実行した場合等を念頭に、個人情報保護委員会への報告等の実施又はその必要性の判断につき、互いに協力を求めることができる旨を規定している。

第10条（障害等発生時の対応）

- 1 API提供事業者及びAPI利用事業者は、本API連携【又はAPI利用事業者提供サービス】につき障害等が発生した場合は、直ちに相手方にその旨を報告する。
- 2 API提供事業者及びAPI利用事業者は、前項の障害等が発生した場合、速やかに実施可能な対策（被害を最小限に留める措置を含む。）を講じた上で、相手方と協力して原因の究明・対策（再発防止策を含む。）を行う。
- 3 API提供事業者及びAPI利用事業者は、第1項の障害等が発生した場合、相手方と連携して情報収集にあたるため、相手方に対し必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を第17条（秘密保持）に基づき秘密情報として管理する。

1. 第10条は、障害等発生時の対応について規定したものである。農業APIガイドライン4.3においても「不正アクセス・障害等発生時の対応」が通常規約に必要な項目として挙げられている。

本API連携につき障害等が発生した場合を想定しているが、API利用者提供サービスに係る障害等についても規定の対象に加えることも考えられるので、当該事項については選択項目とした。行うべき対応の内容は第8条（不正アクセス等発生時の対応）及び第9条（API連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）と概ね共通する。例えば、API利用事業者の従業員による不正アクセスによりAPI連携データ等が漏えいしAPI利用事業者提供サービスの継続的提供に重大な影響が発生したという場合には、第8条、第9条及び本条がそれぞれ適用され得るが、行うべき対応は概ね共通していることから、複雑な対応が必要となることにはならないと考えられる。

2. 第3項における個人情報保護法、秘密保持義務に係る問題については、第8条（不正アクセス等発生時の対応）第3項の解説を参照されたい。

第11条（農業者への補償）

- 1 API利用事業者は、API利用事業者提供サービスに関して農業者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、API利用事業者提供サービスの利用規約その他のAPI利用事業者、農業者間の合意に従って、当該農業者に生じた損害を賠償又は補償する。
- 2 API利用事業者は、前項に基づきAPI利用事業者提供サービスに関して農業者

に生じた損害を農業者に対して賠償又は補償した場合、当該損害が専ら API 提供事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、当該損害（相当因果関係の範囲内に限る。）を API 提供事業者に求償することができる。

- 3 API 利用事業者は、第 1 項に基づき API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償又は補償した場合、当該損害が API 提供事業者及び API 利用事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであるときには、API 提供事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、API 提供事業者と合意した額を求償することができる。
- 4 API 利用事業者が第 1 項に基づき API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、API 提供事業者又は API 利用事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、API 提供事業者及び API 利用事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- 5 API 提供事業者は、利用規約その他の API 提供事業者、農業者間の合意に従って、本 API に関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償若しくは補償した場合、以下の通り API 利用事業者に求償できるものとする。
 - (1) 当該損害が専ら API 利用事業者の帰責事由によるものであるときは、API 提供事業者が当該農業者に賠償又は補償した損害（相当因果関係の範囲内に限る。）を API 利用事業者に求償することができる。
 - (2) 当該損害が API 提供事業者及び API 利用事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、API 利用事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上 API 利用事業者と合意した額を求償することができる。
 - (3) 当該損害が、API 提供事業者又は API 利用事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、API 提供事業者及び API 利用事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- 6 API 提供事業者及び API 利用事業者は、農業者に生じた損害の金額、原因の究明、各当事者の帰責事由の有無を確定させるために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲において協力するものとする。

1. 第 11 条は、農業 API ガイドライン 4.3 において利用者への補償¹⁴が通常規約に必要な

¹⁴ 農業 API ガイドライン 4.3 では、「保証」と記載されていたが、「補償」の趣旨であると整理した。

項目として挙げられていることを踏まえ規定したものである。

2. 第1項において一次的に API 利用事業者が利用者に生じた損害の賠償又は補償を行うことを規定した上で、第2項から第4項において当該損害の分担を規定している。第1項は、API 利用事業者提供サービスの利用規約その他の API 利用事業者、農業者間の合意に従って農業者に生じた損害を賠償又は補償した場合の求償について定めるものであって、例えば損害の発生につき専ら農業者に落ち度があり API 利用事業者サービスの利用規約に従うと API 利用事業者は免責されるような場合にまで API 利用事業者に損害の賠償又は補償を義務付けるものではない。

なお、API 提供事業者、API 利用事業者、農業者間の合理的な損害の分担の観点から、求償の対象となる「API 利用事業者が農業者に賠償又は補償した損害」は、相当因果関係の範囲内の損害とした。したがって、API 利用事業者が相当因果関係の範囲を越えて利用者に支払った部分は求償の対象とはならない。この点は第5項に基づく API 提供事業者から API 利用事業者への求償についても同様である。

3. 第5項の「やむを得ない」場合については、例えば、API 利用事業者が、API 利用事業者提供サービスの利用者である農業者に賠償又は補償を行う必要があるにもかかわらず賠償又は補償を行わない場合に、農業者保護の観点で API 提供事業者が農業者に補償を行った場合等が考えられる。
4. なお、API 利用事業者提供サービスに関して農業者に損害が生じたものの、専ら API 提供事業者に帰責事由があることが損害発生時又はその直後においても明らかであるような場合には、API 利用事業者が第1項に基づいて補償又は賠償を行った上で第2項に基づいて求償を行うことは、API 提供事業者、API 利用事業者の双方にとって必ずしも合理的ではない。このような場合には、第1項から第4項までの定めに関わらず、双方が合意の上で、API 提供事業者が直接農業者に対して補償又は賠償を行うという対応も考えられる。ただし、このような場合でも、農業者からの問い合わせには引き続き API 利用事業者も対応し、API 利用事業者において API 提供事業者の窓口を案内する等して適切な引継ぎを行った上で、API 提供事業者が補償又は賠償を行うことが望ましい。

第12条（監督・報告） 第1項、第2項、第3項（接続基準に係る監督・報告）

- 1 API 提供事業者は、API 利用事業者が接続基準を満たしていない可能性があるとして合理的に判断する場合、API 利用事業者が接続基準を満たしているかどうかを判断するために、必要な報告及び資料請求を求めることができるものとし、API 利用事業者は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じる。
- 2 API 提供事業者は、API 利用事業者が接続基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合、API 利用事業者の同意を得て、自ら又は API 提供事業者が指定する者による立入監査を実施することができ、API 利用事業者は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するもの

とし、実務上可能な範囲内でこれに協力する。この場合、API 提供事業者は、当該監査を妨げない限りにおいて、API 利用事業者の情報セキュリティに関する規程その他 API 提供事業者が別途定める規程を遵守するものとする。

- 3 API 提供事業者は、前二項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。ただし、API 提供事業者は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは（前二項を経ずしてそのように判断する場合を含む。）、改善を求めることを経ず、又は API 利用事業者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。

1. 第 1 項では、接続基準を満たしていない可能性があるとして合理的に判断する場合に、API 提供事業者が API 利用事業者に対して報告等を求めることができる旨規定している。第 2 項の立入監査にあたっては客観的かつ合理的な事由による判断を要件としているが、本項の報告等を求める段階では、接続基準を満たしていない可能性があるとして判断できる客観的事由まで求めることは困難である場合もあり得る。そのため、本項については単に「合理的な」判断であることのみを要件とし、客観的な根拠までは求めていない。API 提供事業者として、API 利用事業者に対して定期的（例えば年次）に報告等を求めることも考えられ、この場合は第 1 項に定期的な報告を求めることができる旨を追記することになる。報告等の内容としては、セキュリティ等チェックリストの全部又は一部の提出が想定されるが必ずしもこれに限らない。
2. 第 2 項では、API 利用事業者が接続基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合に立入監査を実施できる旨規定している。本項の立入監査は、第 1 項の報告等を受けてもなお接続基準を満たしていない可能性があるとして判断する場合に行われることが通常想定されるが、API 提供事業者において既に相当程度の客観的事由を把握しているような場合には、第 1 項の報告等の徴求と併せて立入監査を行う場合も想定され得る。

「API 利用事業者の情報セキュリティに関する規定その他 API 利用事業者が別途定める規定を遵守する」とあるのは、立入監査の目的との関係で不必要な営業秘密へのアクセスや営業秘密の漏えいを防止する趣旨であり、API 提供事業者は立入監査を妨げない範囲でこれに従う必要がある。立入監査を拒絶する「客観的かつ合理的な事由」としては、例えば、緊急の必要がないにもかかわらず API 利用事業者の営業時間外の立入監査を求めるような場合が考えられる。

3. 第 3 項では、「前二項の結果」とあるが、これは改善要求に先立ち第 1 項の報告等及び第 2 項の立入監査の双方を必ず経ていなければならないという趣旨ではない。改善要求が必要であると客観的かつ合理的な事由により判断できるのであれば、いずれか一

方を経ていることでも足りる。API 提供事業者は、API 連携の制限又は停止に先立つ事前通知については、特に農業者に不要な混乱を招かないよう可能な範囲で配慮することが望ましい（第 7 条（API 利用事業者の義務）第 2 項の解説参照）。

なお、報告等や立入監査を経ずして、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断できる場合があることも否定できないため、改善要求を経ずに API 連携の制限・停止ができる場合にこのような場合も含めている。

第 12 条 第 4 項、第 5 項、第 6 項（API 連携データ等に係る監督・報告）

4 第 1 項及び第 2 項に関わらず、API 提供事業者は、API 利用事業者による API 連携データ等の管理状況の検証のために、又は API 利用事業者による API 連携データ等の利用が本規約の条件に適合しているかの検証のために、いつでも API 利用事業者に対し必要な報告及び資料提供を求めることができるものとする。

5 API 提供事業者は、前項に基づく報告等がその目的に照らし十分でないと判断した場合、●営業日前に API 利用事業者に対して書面等による事前通知をすることを条件に、1 年に 1 回を限度として、自ら又は API 提供事業者が指定する者による立入監査を実施することができるものとする。この場合、API 提供事業者は、当該監査を妨げない限りにおいて、API 利用事業者の情報セキュリティに関する規程その他 API 利用事業者が別途定める規程を遵守するものとする。

6 API 提供事業者は、前二項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。ただし、API 提供事業者は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは（前二項を経ずしてそのように判断する場合を含む。）、改善を求めることを経ず、又は API 利用事業者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。

1. 第 4 項から第 7 項は、農業 API ガイドライン 4.5 に「機械提供事業者は、提供データの管理状況について、接続事業者に対して報告を求めることができる。なお、当該報告によつては、接続事業者に対して、データの利用方法の是正等の適切な措置を求めることができる旨を取り決めておくことが重要である。」とあることに対応するものである。API 連携データの管理・利用が適切に行われているかどうかは農業者の利害にも直結し得る特に重要性が高い事項と考えられることから、API 連携データ等の管理状況・利用状況についての特別の監督を規定する必要性は高いと考えられる。
2. 第 4 項では、API 提供事業者がいつでも API 利用事業者に対して API 連携データ等の管理状況・利用状況の検証に必要な報告等を求めることができる旨規定している。API 連携データ等の管理状況・利用状況という対象の重要性に鑑み、「いつでも」としたが、

API 提供事業者としては、必要性も乏しいのに日次で報告を求める等、API 利用事業者に不相当な負担をかけるような運用は避けるよう配慮することが望ましい。

3. 第 5 項では、API 利用事業者の負担に配慮して立入監査を 1 年に 1 回としている。当然、これとは別に（要件を満たすことを前提に）第 2 項に基づく立入監査を行うことや、API 提供事業者と API 利用事業者が合意の上で追加の立入監査を行うことは妨げられない。「API 利用事業者の情報セキュリティに関する規定その他 API 利用事業者が別途定める規定を遵守する」については、第 2 項の解説を参照されたい。
4. 第 6 項については第 3 項の解説を参照されたい。

第 13 条（農業者自己利用関連先）

- 1 API 利用事業者は、農業者の指図があった場合、農業者自己利用関連先の名称、農業者自己利用関連提供の内容及び開始時期を API 提供事業者【事前に】書面等により通知することにより、農業者自己利用関連提供を行うことができる。API 提供事業者は、農業者自己利用関連先又は農業者自己利用関連提供の内容に変更があるときは、API 提供事業者【事前に】書面等により通知する。
- 2 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先に係る農業者自己利用関連提供の全部又は一部を停止又は終了したときは、API 提供事業者【速やかに】通知する。
- 3 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先との間で、第 7 条（API 利用事業者の義務）、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）、第 10 条（障害等発生時の対応）、第 11 条（農業者への補償）、第 12 条（監督・報告）、本条、第 14 条（禁止行為）、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）、第 24 条（反社会的勢力の排除）及び第 27 条（契約終了時における措置）における API 利用事業者と同等の内容を合意するものとし、農業者自己利用関連先の費用と責任でこれを遵守させる。
- 4 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先に対し、当該農業者自己利用関連先のセキュリティ、農業者自己利用関連先のサービス等の適切な運営、API 連携データ等の適正な取扱い及び安全管理のために、農業者自己利用関連先との間で、前項の義務を含む農業者自己利用関連提供の方法及び内容に関する契約を締結し、必要に応じて農業者自己利用関連先に報告を求め、指導改善を行うものとする。API 提供事業者は、農業者自己利用関連先に前項の義務の不履行があり、又は API 利用事業者が農業者自己利用関連先に対する指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者が当該農業者自己利用関連先との農業者自己利用関連提供の停止を求めるこ

とができるものとし、API 利用事業者が相当期間内に当該農業者自己利用関連先との農業者自己利用関連提供を停止しない場合に、API 利用事業者は事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止できるものとする。API 提供事業者は、農業者自己利用関連提供の停止を求める場合、可能な範囲でその理由を API 利用事業者の説明する【よう努める】。

- 5 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先が第 3 項に基づいて負う義務の不履行について農業者自己利用関連先と連帯して責任を負う。
- 6 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先のサービスを利用する農業者に生じた損害について、API 利用事業者提供サービスの利用規約その他の API 利用事業者、農業者間の合意に従って、当該農業者自己利用関連先とともに責任を負うものとし、API 提供事業者は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、農業者自己利用関連先又は農業者自己利用関連先のサービスを利用する農業者に生じた損害について責任を負わないものとする。
- 7 第 2 項から前項は、6 項に基づき API 利用事業者が API 提供事業者及び農業者の承諾を得て API 連携データ等を第三者に提供した場合に、その第三者について準用する（第 3 項の準用にあつては、第 7 条（API 利用事業者の義務）（第 2 項及び第 3 項に限る）、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）、第 12 条（監督・報告）（第 4 項から第 6 項に限る）、本条、第 14 条（禁止行為）、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）、第 24 条（反社会的勢力の排除）及び第 27 条（契約終了時における措置）とする。）。

1. 第 13 条は、農業者の自己利用目的で、API 利用事業者が他の第三者に API 連携データ等を提供する場合について規定したものである（詳細は第 2 条（定義）第 20 号の解説を参照されたい。）。
2. 第 1 項では、農業者の自己利用目的という点に鑑み、通知により（API 提供事業者の承諾なくして）農業者自己利用関連先を追加できる旨規定している。他方、API 提供事業者は API 連携データが提供される先について強い関心があると思われるため、API 提供事業者にも農業者自己利用関連先を認知する契機を与えることが適切と考えられる。そのため、農業者自己利用関連提供を行う際には、農業者自己利用関連先の名称、農業者自己利用関連提供の内容及び開始時期に係る通知を必要としている。
3. 第 3 項では、本規約の内容のうち農業者自己利用関連先に対しても適用することが考えられる条項を、農業者自己利用関連先にも課すことを規定している。農業 API ガイドライン 4.4 でも「農業者の営農に資することを前提として JA 等の他の組織・団体とデータ共有を行う ICT サービスについては、当該組織・団体が API 提供事業者及び農業者の事前の承諾なしにデータの目的外利用や他者への提供をしないことをサービス

上の契約等で定めることが必要である。」とある（第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項に相当）。

実務上は、第 4 項に係る API 利用事業者と農業者自己利用関連先との契約内でこれらの義務について規定されることが想定される。

4. 第 4 項では、API 利用事業者が相当期間内に問題のある農業者自己利用関連先との農業者自己利用関連提供を停止しない場合には API 連携を制限又は停止することができることとしている。この相当期間は個別事案におけるそれぞれの状況に応じて決まるものである。

例えば、農業者自己利用関連先において不正利用や情報の漏えいが現実的に生じているような場合には、相当期間は「即座」と解され、API 利用事業者が即座に当該農業者自己利用関連先との農業者自己利用関連提供を停止しない場合には、API 提供事業者が API 利用事業者との API 連携を制限又は停止することができる場合もあると考えられる。

5. 第 6 項では、API 利用事業者は、農業者自己利用関連先のサービスを利用する農業者に生じた損害について当該農業者自己利用関連先とともに責任を負うものと規定している。第 11 条（農業者への補償）との関係でも、農業者自己利用関連先の責めに帰すべき事由は API 利用事業者の責めに帰すべき事由になると考えられる。

なお、損害の発生につき専ら農業者に落ち度があり API 利用事業者サービスの利用規定に従うと API 利用事業者は免責されるような場合にまで API 利用事業者に損害の賠償又は補償を義務付けるものではない点についても第 11 条と同様である。

6. 第 7 項は、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項に基づき、API 提供事業者及び農業者の承諾を得て行う、農業者自己利用関連先以外の者への API 連携データ等の第三者提供においても、API 自己利用関連提供と同様の義務等が課せられる旨を規定したものである。API 提供事業者において、このような第三者提供についてはより重い義務等を課すべきだと判断する場合、適宜内容を追加等することも考えられる。

第 14 条（禁止行為）

- 1 API 利用事業者は、以下の各号の行為を行ってはならず、API 利用事業者の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 本 API 又は本 API を経由してアクセスする API 提供事業者のシステム若しくはプログラムの全部又は一部（以下、これらの内容に関する情報を含み、「API 提供事業者のシステム等」という。）を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
 - (2) API 提供事業者のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること

- (3) API 提供事業者のシステム等に付されている API 提供事業者の著作権表示及びその他の権利表示を削除し、又は改変すること
 - (4) API 提供事業者、API 提供事業者の提携先、API 利用事業者以外の本 API の使用許諾先、農業者その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
 - (5) API 提供事業者の事前の同意を得ることなく、API 提供事業者の商標、社名及びロゴマーク等を使用すること
 - (6) 本 API 及びその派生物を API 提供事業者から許諾を受けた目的外で使用する
 - (7) インターネットアクセスポイントを不明にする行為
 - (8) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令、又は【API 利用事業者提供サービス若しくは】本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
 - (9) API 提供事業者のシステム等の負荷を著しく増加させる行為
 - (10) 本 API に対する第三者のアクセスを妨害する行為
 - (11) トークン等を第三者へ開示若しくは漏えいし、又はかかるリスクを高める行為
 - (12) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は API 提供事業者の風評リスクを高める行為
 - (13) API 提供事業者の運営するサイト、サーバー、API 提供事業者のシステム等に関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、API 提供事業者のシステム等の安全性を低下させる行為
 - (14) その他前各号に類する行為
- 2 API 提供事業者は、以下の各号の行為を行ってはならず、API 提供事業者の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。
- (1) API 利用事業者、API 利用事業者の提携先、農業者その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
 - (2) API 利用事業者の事前の同意を得ることなく、API 利用事業者の商標、社名及びロゴマーク等を使用すること
 - (3) 個人情報保護法、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令、又は本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
 - (4) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は API 提供事業者の風評リスクを高める行為

- (5) API 利用事業者の運営するサイト、サーバー、API 利用事業者のシステム又はプログラムに関し、コンピュータウィルスに感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、API 利用事業者のシステム等の安全性を低下させる行為
- (6) 本規約に定める場合又は合理的な理由がある場合を除き、API 利用事業者による本 API の使用を遮断し、制限する行為
- (7) その他前各号に類する行為

1. 第 14 条は、本規約に関する禁止行為を定めたものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても、「禁止行為」が通常規約に必要な項目として挙げられている。
2. 第 1 項は API 利用事業者の禁止行為を、第 2 項は API 提供事業者の禁止行為を規定している。第 1 項第 9 号は、単に API 利用事業者提供サービス又は農業者自己利用関連先のサービスを利用する農業者の増加に比例して流量が増えることを意味するものではなく、流量の著しい増加を引き起こすようなサービス提供方法に変更すること等を想定している。

第 15 条（使用停止）

- 1 API 提供事業者は、以下の各号のいずれかにより本 API の一部又は全部を停止することができる。
 - (1) 定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて API 利用事業者にく通知／周知＞すること
 - (2) 緊急のセキュリティ対策の場合その他臨時の保守等が必要となる場合に、必要な臨時の停止期間を定めて API 利用事業者にく通知／周知＞すること
- 2 API 提供事業者は、前項第 2 号により本 API の一部又は全部を停止しようとするときは、API 利用事業者にく【相当な期間の】事前の／停止期間開始の●営業日前までに＞＜通知／周知＞を行うものとする。ただし、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむを得ない事由があるときは【事後】速やかに API 利用事業者にく通知／周知＞を行うことで足りるものとする。

1. 第 15 条は、保守等のために API を使用停止とする場合について規定したものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても「保守・緊急時の使用停止等の措置」が通常規約に必要な項目として挙げられている。
2. 停止に係る API 利用事業者への情報提供の方法としては、個別に通知する方法のほか、例えば API 提供事業者の API ポータルサイトにおいて停止の旨をアップすること（周知）も考えられる。後者の方法を採用する場合であっても、どのページに停止の情報がアップされているかについては API 利用事業者に分かりやすく説明等することが望ましい。「周知」については第 7 条（API 利用事業者の義務）第 7 項の解説も参照されたい。
3. 第 2 項の選択部分については、通常は下表の組み合わせとなることが想定される（通知

／周知については組み合わせとは関係がないが、通知を仮置きしている。)。下表②・③の場合には、仮に相当な期間前の又は●営業日前の通知ができない場合でも、可能である限りは事後まで待たずになるべく早く通知することが適切¹⁵と考えられるからである。

	1 項 2 号に基づく通常の停止	緊急のセキュリティ対策等の場合の停止
①	事前の通知	事後速やかに API 利用事業者へ通知
②	相当な期間の事前の通知	速やかに API 利用事業者へ通知
③	停止期間開始の●営業日前に通知	速やかに API 利用事業者へ通知

第 16 条（API の停止又は API 連携の制限・停止に係る周知）

- 1 API 提供事業者及び API 提供事業者から本 API の停止の通知を受けた API 利用事業者は、本 API の全部又は一部の停止について農業者に対して周知を行うものとする。
- 2 第 7 条（API 利用事業者の義務）第 2 項、同条第 5 項、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）第 2 項、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）第 2 項、第 12 条（監督・報告）第 3 項、同条第 6 項、第 13 条（農業者自己利用関連先）第 4 項、第 26 条（解除・解約）第 2 項及び同条第 3 項に基づき本 API 連携が制限又は停止されるときも前項と同様とする。

1. API 提供事業者が API を使用停止とすると、API 利用事業者提供サービスを利用する農業者にも提供が及ぶ。そのため、第 16 条は、API の使用停止又は API 連携の制限・停止について、API 提供事業者及び API 利用事業者の双方において農業者について周知を行う旨規定している。特定の API 利用事業者との関係で API 連携の制限・停止を行った場合にあっては、API 提供事業者は必ずしも全ての農業者に対して周知を行う必要はなく、当該 API 利用事業者との関係で API の認証認可を行った農業者にのみ周知を行うことでも足りる。「周知」については第 7 条（API 利用事業者の義務）第 7 項の解説も参照されたい。

なお、特定の API 利用事業者との関係で API 連携が制限・停止されたことの農業者への周知については、規約上行われることが明記されている事象であるから、API 利用事業者による同意があり、第 17 条の秘密保持義務には反しないと考えられる。

2. 第 2 項の対象には、通知義務なしに API 連携が制限・停止される場合も含まれるが（第 7 条（API 利用事業者の義務）第 5 項、第 12 条（監督・報告）第 3 項、同条第 6 項）、事実上は API 提供事業者から事前又は事後の通知がなされることが想定されるので、API 利用事業者は、かかる事実上の通知を受領した時点で農業者への周知義務を負うことになると考えられる。

¹⁵ なお、なるべく早く通知するよう試みたが、結果として事後通知になることは一概に否定されないと考えられる。

第17条（秘密保持）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、本規約を通じて知り得た相手方の情報（API 連携データ等を除く。以下「秘密情報」という。）を利用契約の有効期間中及び契約の終了後も厳に秘密として保持し、相手方の書面等による承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいしてはならず、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する情報は、個人情報にあたるものを除き、秘密情報にあたらないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず受領者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知である情報
 - (4) 開示後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 開示される以前から受領者が適法に保有していた情報
- 3 受領者は、自己の役員又は従業員といえども利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が秘密情報を当該目的以外に利用し、第三者に開示、提供又は漏えいしないよう厳重に指導及び監督しなければならない。なお、受領者は、本規約における自己の義務と同等の義務を役員又は従業員に課すものとする。
- 4 第1項に関わらず、受領者は、以下の各号に定める場合には、秘密情報を第三者に開示又は提供できる（以下、開示又は提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。）ものとする。ただし、開示する秘密情報は、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本規約における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供又は開示する場合
 - (2) 利用契約に係る業務の委託先の役員又は従業員であって、当該委託業務に従事し、かつ当該委託業務のために秘密情報を知る必要がある者に提供又は開示する場合
- 5 受領者は、法令による場合、裁判所若しくは政府機関その他公的機関による命令、要求若しくは要請がある場合、又は＜証券取引所、自主規制機関若しくは海外の類似の機関／証券取引所若しくは自主規制機関＞の規則による場合は、こ

れらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示することができる。ただし、この場合、開示を行った受領者は、法令等に反しない範囲で、開示した旨及び開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。

1. 第 17 条は、秘密保持義務について規定したものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても、「秘密保持義務」が通常規約に必要な項目として挙げられている。一般的な秘密保持条項の内容であるが、API 連携データ等については独自の規律が定められていることから秘密情報の定義から除外している。
2. 第 1 項の秘密情報としては、例えば API 提供事業者のシステムや API の仕様に関する情報等が考えられる。秘密情報の管理可能性の観点から、第 1 項の秘密情報につき、「秘密情報であることを明示した上で開示した情報」に限定することも考えられるが、この場合でも、秘密明示を漏らしてしまうリスクを考慮し、システムや API の仕様に関する情報等、特に重要と考えられる情報については秘密明示なくして秘密情報に該当する旨を定めることも考えられる。
3. 仮に、第 2 条（定義）第 2 号で農業者非関連データを API 連携データの定義から除外する場合には、農業者非関連データが秘密保持義務の対象となってしまうと、オープンな利用が妨げられ得ることから、農業者非関連データについても秘密情報の定義から除外しておくことが考えられる。

第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い） 第 1 項（法令等遵守）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、API 連携データ等に関し、個人情報保護法、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令等を遵守し、かつ API 連携データ等に関して農業者その他の第三者との合意がある場合には当該合意に従ってこれを取り扱うものとする。

1. API 利用事業者は API 連携データを用いて個々の農業者にサービスを提供するものであることを踏まえると、API 連携データ等は（たとえそれ自体に氏名等が含まれていなかったとしても）特定の個人である農業者を識別できる情報として個人情報に該当する可能性がある。API 利用事業者は個人情報に該当する API 連携データ等¹⁶については個人情報保護法に沿ってこれを取り扱う必要がある¹⁷。農業 API ガイドライン 4.7 においても「機械提供事業者及び接続事業者が取り扱うデータについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づく個人情報が含まれることが想定されるため、同法に基づき、連携しようとするデータに係る農業者からの同意の取得、シ

¹⁶ 派生データについては、例えば統計データとなっている場合は個人情報に該当しないので個人情報保護法の規制は課せられない（個人情報保護委員会『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A』A1-7 等）。

¹⁷ 第三者提供の制限（個人情報保護法第 27 条）、利用目的による制限（個人情報保護法第 18 条）、受領者の確認記録義務（個人情報保護法第 30 条）のほか、令和 2 年個人情報保護法改正で追加された個人データの漏えい発生時の個人情報保護委員会への報告・本人への通知義務（個人情報保護法第 26 条）等につき対応が必要となる場合があると考えられる。

システムのセキュリティ対策等の措置を適切に講ずる必要がある。」と指摘されている。

2. なお、アンケートにおいては、API 連携データについて個人情報に含まれない旨の回答も複数存在した。API 連携データに個人情報が含まれるか否かは具体的な API 連携データの内容等によるが、農業 API ガイドライン 4.4 に、「オープン API による連携は、農業者の指図を前提に行い、セキュリティ確保やデータ管理の観点から当該農業者をシステム間で一意に特定することが必要」とあることも勘案し、API 提供事業者及び API 利用事業者においては API 連携データに個人情報が含まれるか否かについては慎重に判断する必要がある¹⁸。

API 連携データに個人情報が含まれることを想定しない場合には、API 連携データに個人情報が含まれないことを API 提供事業者において表明保証することも選択肢となり得る。

3. また、API 連携データについては、API 提供事業者又は農業者その他の第三者の知的財産権の対象となっている場合もあり（なお、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）第 5 項参照）、API 連携データ等の取扱いにあたっては知的財産に関する各法令も遵守する必要がある。その他 API 連携データ等について適用があり得る法令等も含め、これら各法令の遵守を規約上の義務として規定することにより、仮に違反があった場合には API 連携の制限・停止等の措置を講じることができるように規定しているものである（第 26 条（解除・解約）第 3 項、第 4 項）。
4. API 提供事業者についても、個人情報保護法、知的財産に関する各法令その他の法令、等の遵守が求められる。例えば、API 連携データに個人情報が含まれる場合には、提供者の記録義務（個人情報保護法第 29 条）等、個人情報保護法についての対応を検討する必要がある。

第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い） 第 2 項（API 連携データ等の管理）

- 2 API 利用事業者は、API 連携データ等を、他のデータと明確に区別し、接続基準に従って善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。【また、API 利用事業者提供サービス又は第 13 条（農業者自己利用関連先）第 1 項に基づく農業者自己利用関連提供のためにのみ利用している API 連携データ等については、当該目的のために API 連携データ等が必要でなくなったときには、当該 API 連携データ等に係る農業者の書面等による承諾がある場合を除き消去するものとする。】

1. 第 2 項は、農業 API ガイドライン 4.5 において「データの提供を受けた接続事業者は、農業 AI・データ契約ガイドラインに則し、当該データに関する秘密保持と保管を履行

¹⁸ なお、情報の提供者側では個人情報に当たらないが、情報の受領側では個人情報に該当するという場合、「個人関連情報」（個人情報保護法第 2 条第 7 項）としての規律に服することになり得る点に留意が必要である。

する義務があるため、次に掲げるところにより、データ管理に努めることが望ましい。」

「接続事業者は、通常利用されるものと同等のセキュリティ及びバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管する」とされているのを踏まえ規定したものである。農業 API ガイドラインの記載では、「通常利用されるものと同等のセキュリティ及びバックアップ体制を備えるなど」とあるが、本規約上は、API 利用事業者は単に「通常利用されるものと同等のセキュリティ及びバックアップ体制」を備えていれば足りるわけではなく、接続基準に沿ったセキュリティ等を維持する必要がある（第 7 条（API 利用事業者の義務）第 5 項）。

なお、API 利用事業者は本項により善管注意義務を負うが、「通常利用されるものと同等のセキュリティ及びバックアップ体制」は、当該善管注意義務の一内容となると考えられる。そのため、API 利用事業者は善管注意義務に沿った対応として、最低限かかる体制を整備する必要があると考えられる。

「【】」内は、アンケートにおいて、農業者と API 利用事業者との API 利用事業者提供サービスに係る契約が解除された場合は当該農業者等に係る API 連携データ等は削除されるべきという意見があったことを踏まえ選択項目に加えたものである。この場合でも API 提供事業者の承諾の下で API 連携データ等を自己利用している場合や、解約後のデータ保持について農業者の承諾がある場合には、API 利用事業者がデータを消去する必要はないと考えられるのでそのように規定している。

第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い） 第 3 項、第 4 項、第 5 項（API 連携データ等の利用権限）

- 3 API 利用事業者は、API 提供事業者及び当該 API 連携データ等に係る農業者の事前の書面等による承諾がある場合を除き、API 連携データ等を、API 利用事業者提供サービス又は第 13 条 1 項に基づく農業者自己利用関連提供のためのみに利用し、農業者及び農業者自己利用関連先を除く第三者に開示又は提供してはならない。ただし、API 利用事業者が API 派生データを自己利用することについては、農業者の承諾は不要とする。
- 4 前項に関わらず、API 利用事業者は、前条第 4 項各号の第三者に対しては、同項が定める条件に従う限りにおいて、API 連携データ等を開示・提供することができる。
- 5 API 提供事業者が、API 派生データの提供を希望する場合には、別途 API 利用事業者と合意するものとする。

1. 第 3 項は、API 利用事業者における API 連携データ及び API 派生データの利用権限を定めたものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても「提供データの利用権限」が通常規約に必要な項目として挙げられている。農業データガイドライン第 4・2・(2)でも述べられている通り、「我が国の現行の法体系では、データに所有権等の物権の存在

を認めることができない」ため、「データの利用権限」とは、データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位又は契約上の地位を指すものと考えられる。

2. まず、API 利用事業者における API 連携データの利用権限について、農業 API ガイドライン 4.4 では、次の通り述べられている。

- (1) 「提供データは、農業者が農作業等を通じて農業用機械等から取得したものであり、機械提供事業者のシステム上に保管されていること等を鑑みれば、接続事業者が自由に利用できるものではなく、一定の制約の下で運用がなされるべきである。このため、接続事業者によるデータの利用権限は、機械提供事業者、接続事業者、データを提供する農業者の同意により決定される」
- (2) 「提供データについては、農業者の利便性向上や営農への活用促進を目的として、データを提供した農業者が自身の営農のために利用する（農業者が自ら利用するだけでなく、助言を受ける等の目的で普及指導員等へデータを共有等することを含む。）ために用いられること（以下「農業者の自己利用」という。）は許容されなければならない。」
- (3) 「農業者の営農に資することを前提として JA 等の他の組織・団体とデータ共有を行う ICT サービスについては、当該組織・団体が機械提供事業者及び農業者の事前の承諾なしにデータの目的外利用や他者への提供をしないことをサービス上の契約等で定めることが必要である。」

3. 上記 2.(1)～(3)を総合すると、API 連携データの利用権限については以下のとおり整理される。

- (1) API 提供事業者における API 連携データの利用権限は API 提供事業者、API 利用事業者、農業者の同意により決定される（上記 2.(1)）
- (2) 農業者の自己利用のために API 利用事業者又は他の第三者が API 連携データを利用すること及びこれらの者に対して API 連携データが提供されることは許容される（上記 2.(2)）
- (3) API 提供事業者及び農業者の事前承諾なしに農業者の自己利用目的以外の目的に API 連携データを利用することや農業者の自己利用に該当しない第三者提供を行うことは許容されない（上記 2.(3)）

第 3 項ではかかる整理に基づいて API 連携データの利用権限について規定している。

アンケートでも、API 利用事業者は API 連携データにつきデータの提供元となっている農業者へのサービス提供目的に限定すべきという意見が見られたが、これらの意見も API 提供事業者及び農業者が目的外利用を個別に承諾した場合にまで目的外利用を禁止する趣旨ではないと考えられる。

4. 次に、API 利用事業者における API 派生データの利用権限について、農業 API ガイド

ライン 4.2 では、「農業用機械等から得られる農業者のデータを機械提供事業者が収集・活用するにあたっては、機械提供事業者のシステムを農業者が利用する際の契約において、機械提供事業者は、農業データガイドラインの『データ創出型契約モデル』を踏まえ、機械提供事業者と農業者との間の契約上で第三者に当たる接続事業者への提供等を想定した契約を、利用する農業者との間で締結しなければならない。」とある。農業データガイドラインでは、データ創出型契約モデルにおける派生データの利用権限について下表の通り整理されている（農業データガイドライン第 5・6・(2)。以下、農業者と API 提供事業者とのデータ利用に係る契約を「元データ利用契約」という。）。

	利用目的	第三者提供
データ提供者（農業者）	自己利用に限る（無断改変は不可）	データ受領者の事前の書面承諾が必要
データ受領者（API 提供事業者）	自己利用に限る	データ提供者の事前の書面承諾 ¹⁹ が必要（ただし、データ提供者はデータ受領者への同意提供を不合理に留保しない）

API 連携データには、元データ利用契約における当初データ等²⁰とその派生データの双方が含まれ得ると考えられるが、当初データ等を API 提供事業者が加工した結果である元データ利用契約における派生データ（以下「元派生データ」という。）につき農業者に上表の通りの権限が認められるとするならば、API 連携データを API 利用事業者が加工等した結果である API 派生データについても農業者に同様の範囲でのコントロール権を認めても不合理ではないと考えられる^{21,22}。

他方、例えば、元データ利用契約において、農業者が元派生データについて上記よりも弱い権限しか有していないのであれば、本項においてもそれを反映させる²³ことも考え

¹⁹ なお、本 API の使用によるデータ移転について、API 接続についての認証認可は Web 上で行われ、その他に農業者より API 接続について書面による承諾が取得されないことも想定される。しかしながら、少なくとも農業者の自己利用の目的で API が使用される限りにおいては、元データ利用契約の解釈としては、API 提供事業者が API 接続を認めることは API 連携データの第三者提供というよりは農業者自身が行うデータ移転を系統的に補助しているに過ぎないとして、元データ利用契約に反するものではないという解釈も可能と考えられる。もっとも、元データ契約において電磁的方法による承諾も許容される旨を定めておくことが安定性の観点からはより望ましい。また、農業者の自己利用は許容するという農業 API ガイドラインの趣旨に照らすと、農業者が自己利用のために第三者に当初データ等又は派生データを提供することは許容される旨を（本規約の存在に照らし当然に許容されるという解釈も成り立ち得るものの）元データ契約において明記しておくことも望ましい。

²⁰ データ創出型モデル契約書案では、当初データ等につき、「『本件事業』に基づいて『データ受領者』が『データ提供者』から受領する情報、データおよび／または画像で別紙 2 で特定されたもの」と定義されている（データ創出型モデル契約書案 1 条 2 項）。

²¹ 農業者は本規約の当事者ではないため、農業者が同意提供を不合理に留保しない旨を本規約で定めることは困難である。API 提供事業者が API 派生データの活発な流通を志向するのであれば、API 提供事業者と農業者との元データ利用契約において、農業者は API によるデータ提供先に対し第三者提供の同意を不合理に留保しない旨を定めることが考えられる。

²² 農業者と API 利用事業者とのサービス利用規約において、API 連携データ及び API 派生データの利用権限につき別途の取扱いが規定されることは想定され得る（通常は、本項の規定と重量的に適用されると考えられる。）。

²³ 例えば、API 利用事業者による API 派生データの第三者提供についても、農業者の承諾は不要と規定することが考

られる。

これに対して、API 提供事業者との関係では、農業データガイドラインの「データ提供型」モデル契約に係る記述として、データ受領者（本規約でいう API 利用事業者）は、①契約上合意された目的のために自ら派生データを利用することができ、②API 提供事業者の事前の書面による承諾がない限り、派生データを第三者に開示等してはならないという取扱いが示されており（農業データガイドライン第 4・12・(1)に記載の条文案）、これを敷衍すると結論として API 連携データの場合と同じ取扱いとなると考えられる。

5. アンケートでは、API 派生データの利用権限について、①農業者が有するという意見、②API 利用事業者が有するという意見、③個別のデータ毎に創出時・契約終了時等のタイミングで合意により定めるべきとの意見、④API 提供事業者、API 利用事業者及び農業者の共有とし利用範囲を別途規定すべきとの意見等、様々な意見が見られた。本規約の内容は、上記の通り各ガイドラインにおける規律を参考に整理したものであるが、実際の利害関係のもとでこれと異なる規定を定めることはもとより否定されるものではない。

その他、API 派生データについては他の農業者等へのサービスのために使用されて良い（そうでないと取得したデータの用途は著しく制限される。）という意見もあったが、本規約としては、各ガイドラインの規律に照らし、他の農業者等へのサービスは API 提供事業者及び農業者の承諾を得た上で行うべきものと整理した。

6. 第 4 項は、秘密保持条項上、相手方の同意なくして秘密情報を開示等することが認められる者については、同様の範囲において API 連携データ等についても承諾なくして開示等できる旨を規定しているものである。
7. 第 5 項について、API 派生データは API 利用事業者が作成・保有するものであることから、API 提供事業者が API 派生データの利用を望む場合には API 利用事業者からデータ提供を受けることが通常と考えられる。API 派生データの提供に伴う条件については、個別具体的な利害関係を考慮して当事者間で合意されることが相当と考えられる。そのため、本規約では単に API 提供事業者が、API 派生データの提供を希望する場合には、別途 API 利用事業者と合意する旨定めている。API 派生データの提供に際し取り決める内容としては、対価、利用目的、第三者提供の可否、データの授受方法、API 派生データ又は API 派生データの利用に基づき生じた知的財産権の処理、API 派生データの保証／非保証、保管責任、監督、解除の場合の処理等²⁴が考えられる（「データ提供型」モデル契約案 7 条 2 項から 4 項、9 条 3 項及び 5 項、11 条参照）。

えられる（なお、この場合であっても、API 派生データが農業者の個人データに該当する場合には、第三者提供のためには個人情報保護法上の同意等が必要となるし、API 利用事業者と農業者とのサービス利用契約における制限があるのであれば当該制限にも服する。）。

²⁴ これらはあくまで例示であり、これらを全て規定しなければならないという趣旨ではなく、逆に他の事項を規定することも妨げられない。

なお、API 連携データについては、API 利用事業者と API 連携することによって API 提供事業者の利用に何らかの制約が課せられることは想定されていないと思われる。そのため、本規約でも API 提供事業者による API 提供データの利用について、特段の制約は規定していない。

第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い） 第 6 項（API 連携データに係る知的財産権の取扱い）

- 6 API 利用事業者による API 連携データ等の利用に基づき生じた知的財産権は、
《以下(ア)から(ウ)のいずれかを選択》
- (ア)API 利用事業者のみに帰属するものとする。
- (イ)API 提供事業者及び API 利用事業者の共有（持分均等）とし、当該知的財産権の創出に出願が必要な場合には、API 提供事業者と API 利用事業者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方の当事者が単独で行う。
- (ウ)当該 API 連携データ等に係る農業者の書面等による承諾を条件に、当該農業者、API 提供事業者及び API 利用事業者の共有とする（持分均等（対象となる農業者が複数存在する場合は 3 分の 1 の持分を各農業者間で均等割する。）。当該農業者の承諾がなされるまでの間、及び承諾がなされなかった場合は、API 提供事業者と API 利用事業者で別途合意をした場合を除き、当該農業者に係る持分は API 提供事業者に帰属するものとする。当該知的財産権の創出に出願が必要な場合には、当該農業者、API 提供事業者と API 利用事業者が共同で当該出願作業を行うか、他のいずれか又は全ての者の同意を得て、API 提供事業者及び API 利用事業者が単独又は共同で行う。【ただし、個々の API 連携データを加工等して作成するデータの集合体であって、そのデータの集合体をもつ集団的現象を数値で表し、かつ当該数値から特定の個人、法人又は団体を識別することができない統計データの利用に基づき生じた知的財産権は<API 利用事業者のみに帰属するものとする。／API 提供事業者及び API 利用事業者の共有（持分均等）とし、当該知的財産権の創出に出願が必要な場合には、API 提供事業者と API 利用事業者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方の当事者が単独で行う。>】

1. 第 6 項は、API 利用事業者による API 連携データ等の利用に基づき生じた知的財産権について定めたものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても「知的財産の取扱い」が通常規約に必要な項目として挙げられている。

本項では、知的財産権の帰属につき、主に考えられる形態である、①API 利用事業者のみに帰属させる、②API 提供事業者及び API 利用事業者の共有とする、③農業者、API

提供事業者及び API 利用事業者の共有とする、からの選択項目とした。農業者は本規約の当事者ではないから、農業者を共有者にするにあたっては、第三者のためにする契約（民法 537 条）の仕組みを踏まえ農業者の承諾を条件としている。

例えば、元データ利用契約において元派生データの作成又は利用に基づき生じた知的財産権を API 提供事業者と農業者との共有とする旨定められていたような場合には、上記③を選択し農業者を共有当事者に加えることが合理的である場合もあると考えられる。他方、多数の農業者に係る API 提供データ等を統計的に分析して知的財産を創出することも考えられるところ、これが全ての農業者との共有となってしまうと当該知的財産権の有効活用が困難になる可能性もある。API 連携データが統計データにまで加工等された場合については、これを用いて創出された知的財産に対する農業者の寄与は相対的に小さいとも考え得ることも踏まえると、「【】」内を規定し、統計データの利用に基づき生じた知的財産権については農業者を共有当事者に含めないことも考えられる。

なお、農業者を共有者に加える場合、本規約上は農業者自己利用関係先又は農業者自己利用関係先に該当しない第三者との関係でも、API 利用事業者はこれらの者との間で本条と同等の内容を合意する必要があることから（第 13 条（農業者自己利用関係先）第 3 項及び第 7 項）、農業者も含めた共有関係という枠組みは維持されることを想定している。

2. 知的財産権を共有とすることについては、農業データガイドライン第 4・12・(2)において、「知的財産権が特許、実用新案、意匠等であるか、著作権であるかによって、利用可能な態様が異なる。この知的財産権が特許、実用新案、意匠等の場合、データ提供者又はデータ受領者が自己利用をする場合には、他の契約当事者の同意は不要であるが、第三者に実施許諾をする場合には他の契約当事者の同意が必要となる。他方、この知的財産権が著作権であって、その著作権がデータ提供者とデータ受領者の共有に帰属する場合には、当該著作権は契約の一方当事者であるデータ提供者又はデータ受領者が自己利用をする場合であっても、他方当事者からの同意が必要となる」と指摘されている点には留意を要する²⁵。

また、共有持分については、本規約では均等としたが、共有当事者間で持分割合を調整することも許されるため、共有当事者で持分割合を協議して定める旨規定することも考えられる。

第 19 条（API 利用事業者提供サービスの追加・変更）

- 1 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに新たなサービスを追加し又は API 利用事業者提供サービスを変更しようとするときは、API 提供事業者に

²⁵ 共有著作権の自己利用については互いに予め同意する旨本規約に定めておくことも考えられる。また、農業者との関係では、知的財産権共有の承諾を取得する際に、併せて自己利用についての同意を取得することが考えられる。

対して事前に通知を行うものとする。ただし、セキュリティ等チェックリストを含む接続基準に係る事項に変更が生じないことが明らかである場合であって API 連携データ等の利用にも関わらない追加又は変更については、通知する義務を負わないものとする。

- 2 API 提供事業者は前項の通知を受けてから●営業日の期間内に限り、API 利用事業者に対して異議を述べるができるものとする。API 提供事業者が当該期間内に異議を述べなかった場合には、当該通知に従って、新たなサービスが API 利用事業者提供サービスに追加され、又は API 利用事業者提供サービスが変更されるものとする。API 提供事業者が当該期間内に異議を述べた場合には、API 提供事業者と API 利用事業者は、新たなサービスの追加又は API 利用事業者提供サービスの変更について誠実に協議するものとし、両当事者の合意が成立した場合には、当該合意に従って、新たなサービスが API 利用事業者提供サービスに追加され、又は API 利用事業者提供サービスが変更されるものとする。API 提供事業者は、API 利用事業者提供サービスの追加又は変更を承諾しない場合、可能な範囲でその理由を API 利用事業者に説明する【よう努める】。

1. 第 19 条は、API 利用事業者提供サービスの追加・変更について定めたものである。ただし、セキュリティ等チェックリストや API 連携データ等に関わらない追加・変更については、本条でいうサービスの追加・変更に含める意味は乏しいことから、通知は義務付けられないものとしている。
2. 当初の提供事業者サービスについては、より慎重を期す観点より API 提供事業者の書面等による承諾を必要としているが（第 2 条（定義）第 17 号、第 3 条（本 API の使用等）第 4 項）、本条第 2 項では、API 利用事業者が新しいサービスを開始する場合に、API 提供事業者との協議ができないままに時間が徒過することを防ぐため、サービスの追加・変更の通知を受けてから一定期間内に API 利用事業者が異議を述べない場合には API 提供事業者サービスの追加又は変更の効力が生じるものとしている。

第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証） 第 1 項、第 2 項（API 連携データに係る保証）

- 1 API 提供事業者は、API 連携データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 API 提供事業者は、API 連携データの提供を行うことが、農業者その他の第三者との契約に抵触するものではないことを表明し、保証する。

1. 第 1 項及び第 2 項は、API 利用契約が有償契約であることも踏まえ（第 4 条（使用許諾料等）第 1 項）、API 連携データについて、API 提供事業者が保証可能と想定され、かつ保証の必要性が高いと考えられる事項について、API 提供事業者が保証する旨定めている。保証に反した場合、第 21 条（損害賠償）における損害賠償請求の対象となり得

る。第2項については上記脚注21も参照されたいが、実務上保証が困難というのであれば削除することも考えられる。API利用契約が無償契約となる場合には、端的にAPI提供事業者は一切の保証を行わないと規定することも考えられる。

第20条（API連携データに係る保証及び非保証） 第3項（API連携データに係る非保証）

3 API提供事業者は、API連携データについての正確性、完全性、安全性、有効性及びデータ提供の継続性並びにAPI連携データが農業者その他の第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害しないことをいずれも保証しない。また、API提供事業者は、本規約において明示的に保証すると記載されているものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、API連携データについて一切の保証をしない。

4 前項の規定にも関わらず、API提供事業者が、API連携データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他API連携データが第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害することを知りながらAPI利用事業者に告げずに、API連携データをAPI利用事業者に提供した場合で、API利用事業者が損害を被ったときは、API提供事業者は、API利用事業者に対して第21条（損害賠償）に基づき当該損害を賠償するものとする。

1. 第3項では、API連携データについて保証しない事項を定めたものである。農業APIガイドライン4.5において「一般的に、API提供事業者は、API利用事業者に対して、提供データの正確性（位置情報がずれている等の事実と異なるデータが含まれていないこと）、完全性（欠損等がないこと）、安全性（ウィルス等に感染していないこと）、有効性（API利用事業者が計画した通りの結果が達成できるだけの内容を伴っていること）及びサービス変更・API仕様変更に伴うデータ提供の継続性を保証できないものと考えられる」とあることを敷衍したものでもある。

アンケートでも、これらの事項について保証する／されることは想定しない旨の回答が多数であった。本項における、API連携データの、正確性、完全性、安全性、有効性及びデータ提供の継続性については、上記農業APIガイドライン4.5記載の内容を想定している。その他、黙示の保証の有無について争いになることを防止する観点から、本規約で明示的に保証すると記載されているものを除き、API連携データについて一切の保証をしない旨を確認的に記載している。

2. 第4項では、API連携データについて正確性、完全性、安全性、有効性及びデータ提供の継続性に問題があることや、API連携データが農業者その他の第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害していることについて、API提供事業者が知りながらAPI利用事業者に伝えなかったような場合には、損害賠償が認められ得ることを規定している。API連携データは本API仕様書等の仕様に従ってAs-Isで提供されることが基本と考

えられるが、有償契約であることを前提とすると、データに問題があることを知っていた場合にまで責任を負わないとすることは公平性に欠けるとも考えられるからである。他方、API 利用契約が無償契約となる場合には、本項のような規定を置く合理性は比較的小さいと考えられる。

第 21 条（損害賠償）

API 提供事業者及び API 利用事業者は、本規約に関し相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相当因果関係が認められる範囲で損害賠償を請求することができる。相手方が本規約において表明及び保証した事実が重要な点において真実又は正確でないことが判明した場合も同様とする。

1. 第 21 条は本規約に関する損害賠償について定めたものである。表明保証した事実に必要な点において真実又は正確でないことが判明した場合についても同様に損害賠償が認められ得る旨を明記している²⁶。API 提供事業者において、API 利用事業者一般に合理的な価格で API を提供するためにリスクの限定が必要と考える場合には、例えば、API 提供事業者にあつては、損害賠償の上限を、損害賠償時点から遡って一定期間内に現実に受領済みの API 使用許諾料²⁷に限定することも考えられる。

第 22 条（免責）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない。
- 2 本 API に関する免責事項については本 API 仕様書で定めるものとする。また、API 提供事業者は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善等のために本 API の提供ができないことについて、API 提供事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わない。
- 3 API 提供事業者は、API 利用事業者に対し、別途 API 利用事業者と合意する場合を除き、本 API 連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。
- 4 API 利用事業者は、本 API 仕様書に定める API 提供事業者の免責事項の変更に
ついて、API 提供事業者から通知を受けてから●営業日以内に限り異議を述べることができるものとし、API 利用事業者が異議を述べた場合には、API 提供事

²⁶ 表明保証した事項に違反があった場合の補償については様々な議論がなされているが、実務上は、表明保証違反に基づく補償責任を損害担保特約に基づく補償責任であると解し、表明保証違反に伴う効果を契約に明記する取扱いがなされていることも多い。そのため本規約上も、表明保障違反に伴う効果について明記することとしている。

²⁷ 無償契約となる場合には、（裁判となった場合にどこまで認められるのかはともかく）API 提供事業者は損害賠償責任を負わないと規定することも考えられる。

業者と API 利用事業者は誠実に協議するものとする。

1. 第 22 条は免責事項について規定したものである。農業 API ガイドライン 4.3 においても「免責」が通常規約に必要な項目として挙げられている。
2. 第 1 項の、「通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善等のために本 API の提供ができないこと」については、WAGRI を介して API 接続がなされている場合における WAGRI に係る障害等も含まれると考えられる。
3. 第 2 項の、「API 提供事業者の責めに帰すべき事由がある場合」とは、例えば、API 提供事業者が当該システム等につき、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティ及びバックアップ体制を備えることを怠っていた場合等が考えられ（農業データガイドライン第 4・10・(3)参照）、API 提供事業者の規模等も勘案することが許容され得ると考えられる。

アンケートでは、API 提供事業者側のトラブルにより API が使用できなかった場合でも、API 提供事業者は補償することができないという意見が見られた一方で、補償はケースバイケースという意見もあった。特に有償契約を前提とした場合にいかなる場合でも API 提供事業者が責任を負わないことが公平であるかには議論の余地もあり得る。そのため、本規約では、「API 提供事業者の責めに帰すべき事由がある場合」は免責の対象から外すこととした。

ただし、API 使用許諾料の対価の金額の多寡によっては、免責をより広くする、又はより狭くすることが合理的である場合があるとも考えられる²⁸。また、例えば API 提供事業者が行う管理の内容を明示して、当該管理を行っている以上は障害等が発生しても免責となると定める等、個別の API 提供事業者の事情を踏まえてより具体的に規定することや、一定期間において所定の稼働率²⁹を下回らない限り免責となる旨を定めることも考えられる。これらの事項をまとめたいわゆるサービスレベルアグリーメントを当事者間で別途締結する取扱いも選択肢となる。

4. 第 3 項については、API 提供事業者と API 利用事業者が別途合意の上で、API 提供事業者が API 連携のための技術支援等の役務を提供することを妨げるものではない。

第 23 条（API 連携データ等に関する責任の制限等）

- 1 API 提供事業者は、API 利用事業者による API 連携データ等の利用に関連する、又は API 利用事業者の API 連携データ等の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権の API 利用事業者による利用に関連する一切の請求、損失、損害又は費用（特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類

²⁸ 無償契約となる場合には、（裁判となった場合にどこまで認められるのかはともかく）API 提供事業者は本 API に関し一切の責任を負わないと規定することも考えられる。

²⁹ ただし、同種サービスの稼働率や API 利用事業者及び農業者の便宜を考慮し、合理的な水準であることが望まれる。

する侵害を含むがこれに限らない。)に関し責任を負わない。

- 2 API 利用事業者は、API 連携データ等の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合には、直ちに API 提供事業者に対して書面等により通知するものとし、かつ、自己の費用と責任で当該紛争等を解決する。API 利用事業者は、当該紛争等を解決する上で必要な協力を API 提供事業者を求めることができる。
- 3 API 利用事業者は、前項に定める紛争等に起因又は関連して API 提供事業者が損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合、API 提供事業者に対して、当該損害等を補填する。ただし、当該紛争等が API 提供事業者の帰責事由に基づく場合は除く。

1. 第 23 条は、API 連携データ等に関する責任の制限を規定している。API 提供事業者は API 連携データの品質等を保証していない以上（第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）第 4 項）、API 連携データ又はそれを加工した API 派生データに起因して第三者から API 利用事業者がクレームを受けたとしても、かかるクレームに対して責任を負担する必要は通常ないと考えられ、その旨を規定したものである。無償契約とする場合には、第 3 項の但書きを削除することもあると考えられる。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 API 提供事業者及び API 利用事業者は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わない。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 API 提供事業者及び API 利用事業者（以下、本条において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく利用契約を解除することができる。解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

4 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

1. 政府が平成 19 年 6 月 19 日付けで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を公表し、「契約や取引約款に暴力団排除条項を導入する」ことが平素からの対応として明記されたのに伴い、種々の契約において暴力団排除条項が定められる例が多く見られる。本規約においても、API 提供事業者及び API 利用事業者が暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断することが社会的に求められるという前提に基づき、第 24 条において反社会的勢力の排除に関する条項を設けている。
2. 主な内容としては、暴力団員等に該当しないことの表明・確約（第 1 項）及び不当な要求行為の禁止（第 2 項）を定め、これらの違反があった場合には無催告での利用契約の解除及び違反当事者に対する損害賠償請求が可能である一方（第 3 項）、違反当事者の側からは損害賠償を請求することはできない（第 4 項）旨を定めている。

第 25 条（有効期間）

利用契約は、締結日から●年間効力を有するものとし、期間満了●か月前までに API 提供事業者及び API 利用事業者のいずれから相手方に対して契約を終了する旨の書面【等】による通知がなされない場合には、さらに●年間延長するものとし、以後も同様とする。

1. 第 25 条は、利用契約の有効期間を定めた上で、期間満了前の一定時期までにいずれの当事者からも相手方に対して契約が終了する旨の通知がなされなければ契約期間を延長するという、いわゆる自動更新条項を定めるものである。自動更新条項の存在により、契約更新時の事務的な手続を逐一経ることなく本 API の提供が長期間にわたって継続的に提供され得ることを想定している。
- なお、本条における契約終了の通知期間を長く定めた場合においても、第 26 条第 1 項

において任意の解除権が定められていることから、本条における具体的な通知期間を定めるにあたっては、同項に定める通知期間との整合性に留意する必要がある。

第26条（解除・解約）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、相手方に対し●か月前に書面【等】により通知することにより利用契約を解約することができる。
- 2 API 提供事業者は、API 利用事業者が以下の各号に該当する場合には、催告を要することなく、本 API 連携を制限又は停止し、又は利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約について重大な違反があった場合
 - (2) 支払停止の状態になった場合、又は手形交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続若しくは私的な整理手続の開始の申立を行った場合、又はこれらについての申立を受けた場合
- 3 API 提供事業者は、API 利用事業者が以下の各号に該当する場合は、相当の期間を定めて催告の上、本 API 連携を制限又は停止し、又は利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約について違反があった場合
 - (2) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、又はその他の強制執行の申立を受けた場合
 - (3) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、API 利用事業者提供サービスに係る事業が対象とならない合併、会社分割若しくは事業の譲渡又は API 利用事業者提供サービスに係る事業の全てが接続基準を満たす第三者に承継される合併、会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）
 - (4) 前各号のほか、利用契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、又は利用契約を存続させることが不適当と認められる重大な事由があるとき
- 4 API 利用事業者は、API 提供事業者が第2項各号に該当する場合には催告を要することなく利用契約を解除することができ、API 提供事業者が前項各号に該当する場合には相当の期間を定めて催告の上、利用契約を解除することができるものとする。
- 5 前三項の適用により利用契約の解除又は本 API 連携の制限若しくは停止を行った当事者は、当該解除等により相手方当事者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

1. 第26条は契約の解除について規定したものである。農業 API ガイドライン 4.3 におい

ても「契約の解除」が通常規約に必要な項目として挙げられている。

2. 第1項は、通知による任意解約を定めたものである。また、事柄の重要性に鑑み、通知の方法は書面に限ることを基本としているが、電子メール等による解約を受け付けても問題ないとする場合や、WEB フォームからの解除受付を想定する場合等は、「【】」内の「等」を追加³⁰することが考えられる。更新拒絶と同様、API 提供事業者にとっては、農業 API ガイドラインで示された差別的取扱い禁止の趣旨に鑑み、不合理に本項による解約を行わないことが望まれる。

第27条（契約終了時の措置）

- 1 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、API 利用事業者は本 API 及びその派生物に関し発行された情報又はこれらに関連する資料（これらの仕様書、複製物を含むが、API 連携データ等は除く。）の全てを消去及び破棄するものとする。ただし、API 利用事業者は、法令により保管が義務付けられている場合、当該法令遵守のために必要な範囲において当該法令で定められた期間保管することができる。API 提供事業者が、本規約に関し、API 利用事業者から秘密である旨の明示を受けたうえで受領した情報又は資料について、API 利用事業者から消去又は破棄の求めがあった場合も同様とする。

1. 第1項は、契約終了時における本 API に関連する情報又は資料の消去又は破棄について定めたものである。API 連携データ等の取扱いは第2項の問題となる。本 API に関連する資料の範囲に関して、API 利用事業者のシステムの仕様が本 API の仕様に基づいて決められていたとしても、API 利用事業者のシステムの仕様に関する資料自体は、本 API に関連する資料ではないことから、消去及び破棄の対象にはならないと考えられる。
2. API 利用事業者がセキュリティに関する情報等機密性の高い情報を API 提供事業者に提供することもあり得るとの意見もあったことから、API 提供事業者による消去又は破棄の請求についても規定している。ただし、この場合においては「本 API に関連する」という限定がないことから、API 提供事業者が負う消去・破棄義務の範囲を一定程度限定し明確にすることが望ましく、API 利用事業者による提供時の秘密である旨の明示と消去又は破棄の指示を要件とした。

第27条（契約終了時の措置） 第2項（API 連携データ等の消去）

- 2 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、API 利用事業者は、API 提供事業者の求めに従って、API 連携データ【及び API 派生データ】の利用を停止し、その全部又は一部を消去するものとする。ただし、API 利用事業者は、【第24条（反社会的勢力の排除）第3項又は前条第2項若しくは第3項を理由とし

³⁰ なお、本規約において、「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう（第2条第13号）。

て利用契約が解除された場合を除き、API 利用事業者提供サービス又は第 13 条（農業者自己利用関連先）第 1 項に基づく農業者自己利用関連提供に必要な範囲で API 連携データ等を利用・保管することができるものとし、】法令により保管が義務付けられている場合、当該法令遵守のために必要な範囲において当該法令で定められた期間保管することができる。

1. 第 2 項は、API 連携データ等の消去について定めたものである。アンケートの結果、API 連携データと API 派生データのいずれについても API 提供事業者による消去請求権を認めるかについては意見が分かれたことから、幅広い選択項目とした。
2. まず、消去請求の対象については、基本的には API 連携データとしたが、API 派生データを含める選択肢も設けた。また、API 派生データを消去請求の対象に含める場合でも、匿名加工されたデータや統計データのレベルまで加工等されたものであれば消去を要しないとの考え方もあり得ることから、このようなデータについては消去対象の例外として規定することも考えられる。
3. 次に、API 派生データについては、農業者の自己利用目的での利用は継続されてよいとの意見も見られたことを踏まえ、API 利用事業者が有責解除された場合を除き、契約終了後も API 利用事業者提供サービス目的及び農業者自己利用関連提供目的での API 派生データの利用・保管を許容することを選択肢として設けている。
4. API 提供事業者が本項に基づき消去請求を行う場合でも、農業者にサービス移動等の選択をする猶予を与える観点から、一定期間の猶予期間を設けた上で請求を行うことも考えられる。

第 27 条（契約終了時の措置） 第 3 項（削除等証明）

3 前二項において、API 提供事業者は API 利用事業者に対し、本 API 及びその派生物に関し発行された情報若しくはこれらに関連する資料、又は API 利用事業者が消去義務を負う API 連携データ等が、消去又は破棄されたことを証する書面の提出を求めることができるものとする。第 1 項において API 提供事業者が消去又は破棄の義務を負う場合も同様とする。

1. 第 3 項は、第 1 項及び第 2 項の場合において、API 提供事業者が API 利用事業者に対し、必要に応じて消去又は破棄を証する書面の提出を求めることができる旨を規定したものである。これと同様に、第 1 項において API 提供事業者が消去又は破棄の義務を負う場合においては、API 利用事業者は API 提供事業者に対して必要に応じて消去又は破棄を証する書面の提出を求めることができる旨も併せて規定している。

第 28 条（権利義務等の譲渡禁止）

API 提供事業者及び API 利用事業者は、相手方の事前の書面等による承諾がない限り、利用契約上の地位又は利用契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者

に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、以下の各号の場合は、相手方に＜事前に／●営業日前に＞書面等により通知することにより、譲渡又は承継の対象とすることができるものとする。

- (1) API 提供事業者にあつては、それを通じて本 API 連携データに係る情報の取得を行う農業機械、IoT 機器、農業生産関連施設等に係る事業を第三者に譲渡・承継させる場合
- (2) API 利用事業者にあつては、API 利用事業者提供サービスに係る事業を接続基準を満たす第三者に譲渡・承継させる場合

1. 相手方の事前の書面等による承諾がない限り、利用契約によって生じる権利義務等の譲渡を原則として禁止する一般的な条項である。これは、相手方の承諾なしに利用契約によって生じる権利義務等を自由に譲渡できるとすれば、権利義務等の譲受人・承継人の義務履行能力や信用性が担保されないことを想定したものである。この点、①API 提供事業者にあつては、それを通じて本 API 連携データに係る情報の取得を行う農業用機械等に係る事業を第三者に譲渡・承継させる場合及び②API 利用事業者にあつては、接続基準を満たす第三者に API 利用事業者提供サービスに係る事業を譲渡・承継させる場合であれば、権利義務等譲受人・承継人の義務遂行能力や信用力が一定程度担保され得るとともに、譲渡・承継を認める一定の合理性があると考えられることから、相手方の承諾ではなく相手方への通知があれば足りるものとするものである。

第 29 条（通知）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、本 API 連携についての担当者を指定し、その氏名、電話番号及び電子メールアドレスその他の連絡先情報を相手方に対して通知するものとする。
- 2 API 提供事業者及び API 利用事業者は、前項の担当者情報に変更が生じる場合は、事前に（事前が困難な場合は事後遅滞なく）相手方に変更後の情報を通知する。

1. 本規約においては、相手方に対する通知又は相手方からの承諾を要する条項が随所に存在するが、相手方の担当者の連絡先情報が不明確であると、これら通知又は承諾が正しい連絡先を通じてなされたのか、ひいては通知又は承諾の有効性を巡って争いが生じるおそれがある。これを避けるために、API 提供事業者及び API 利用事業者双方が本 API 連携についての担当者をあらかじめ指定し、相手方に対して通知しておくための条項である。

第 30 条（存続条項）

利用契約が事由を問わず終了した後も、第 4 条（使用許諾料等）、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）、第 11 条（農業者への補償）、

第 12 条（監督・報告）第 4 項、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）、第 21 条（損害賠償）、第 22 条（免責）、第 23 条（API 連携データに関する責任の制限等）、第 27 条（契約終了後の措置）、本条、第 31 条（準拠法及び管轄）及び第 32 条（誠実協議）の効力は存続するものとする。

1. 利用契約が終了した後であっても、その性質上効力がなお存続すべきと考えられる条項を特定するための条項である。「事由を問わず」とあるとおり、終了事由を問わないものであるから、第 25 条に基づく有効期間の満了、第 26 条第 1 項に基づく利用契約の解約及び同条第 2 項に基づく解除等の場合それぞれについて本条が適用されることを想定している。

第 31 条（準拠法及び管轄）

- 1 利用契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 利用契約に関する一切の紛争については、●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

1. API 提供事業者及び API 利用事業者のいずれもが日本法人である場合は基本的に日本法が準拠法となることが想定され、準拠法を巡る争いが生じる可能性は低いように思われるが、第 31 条第 1 項において日本法を準拠法とする定めを念のために置いている。
2. 一般的に、契約に関する紛争が発生した場合、当事者間に合意がなければ民事訴訟法の定めに従って被告の所在地等や義務履行地を管轄する裁判所に対して訴えを提起することができるのが原則である（民事訴訟法第 4 条）。しかし、第一審に限り合意により管轄裁判所を定めることが可能であるため（民事訴訟法第 11 条）、利用契約に関する一切の紛争について、あらかじめ特定の裁判所を管轄裁判所として決めておくのが本条第 2 項の趣旨である。なお、本項は「専属的」合意管轄裁判所を定めるものであるから、当該特定の裁判所以外では原則として訴えを提起できない点に留意する必要がある。

第 32 条（誠実協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、API 提供事業者及び API 利用事業者が誠実に協議し、その解決に努める。

1. 本規約の解釈等に関して、API 提供事業者及び API 利用事業者が誠実に協議すべき旨を定める一般条項である。

以 上